

高齢者等の移動の足の確保に向けて

国土交通省 東北運輸局
交通政策部 交通企画課



公共交通利用促進キャラクター
のりたろう



東北運輸局マスコットキャラクター
とうほくろっ犬

地域公共交通の「リ・デザイン」とは

- ローカル鉄道・路線バスなどの**地域公共交通**は、地域の社会経済活動に不可欠な基盤。人口減少や少子化、マイカー利用の普及やライフスタイルの変化等による長期的な需要減により、**引き続き、多くの事業者が厳しい状況**。加えて、新型コロナの影響により、**一気に10年以上時間が進んだとの見方もあるほど深刻な状況**。
- こうした需要の減少は、交通事業者の経営努力のみでは避けられないものであるため、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する**「交通DX」**、車両電動化や再エネ地産地消など**「交通GX」**、①**官民共創**、②**交通事業者間共創**、③**他分野共創の「3つの共創」**、すなわち、地域の関係者の**連携と協働**を通じて、**利便性・持続可能性・生産性**を高め、**地域公共交通の「リ・デザイン」**(再構築)を進める。
- これにより、『**デジタル田園都市国家構想**』及びこれを具体化する「**地域生活圏の構築**」の実現と、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする『**新しい資本主義**』の実現を目指す。

交通DX

自動運転

地方公共団体が地域づくりの一環として行うバスサービスについて、実証事業を支援



▲茨城県境町の自動運転バスの運行

MaaS

交通事業者等の連携高度化を後押しするデータ連携基盤の具体化・構築・普及を推進



交通GX

交通のコスト削減・地域のCN化

車両電動化と効率的な運行管理・エネルギーマネジメント等の導入を一体的に推進

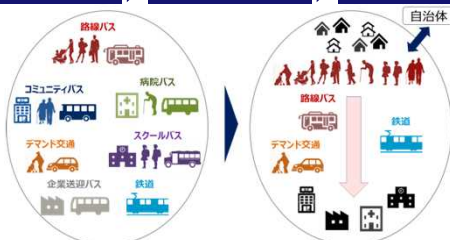


3つの共創

官民の共創

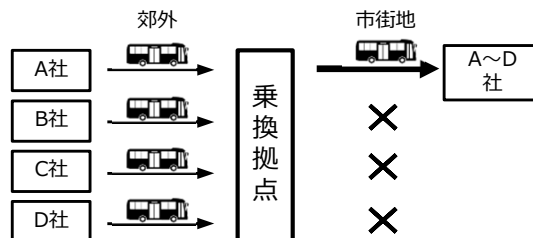
一定のエリアにおいて、地域でサービス水準を決定し、事業者が複数路線を一括して長期間運行

交通手段が重複 ▶ ネットワークの統合 ▶ エリア一括協定運行



交通事業者間の共創

複数の交通事業者が共同経営を行うことにより、垣根を越えたサービスを展開



他分野を含めた共創

地域交通と、様々な他分野との垣根を越えた事業連携を実現



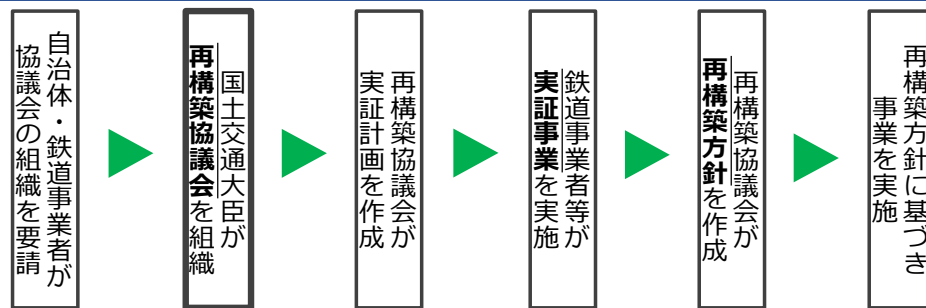
【参考】地域交通法等改正法 (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号))

①地域の関係者の連携と協働の促進【地域交通法】

- ・**目的規定**に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、**国の努力義務**として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加。
- ・地域の関係者相互間の連携に関する事項を、**地域公共交通計画への記載**に努める事項として追加。

②ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充【地域交通法】

- ・自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聴いて、国土交通大臣が組織する「**再構築協議会**」を創設（協議会の開催、調査・実証事業等に対して国が支援）。
- ・また、協議会において①鉄道輸送の維持・高度化 ②バス等への転換のいずれかにより利便性・持続可能性の向上を図るための方策について協議が調ったときは**再構築方針を作成**。国は協議が調うよう積極的に関与。
- ・国は、大臣認定を受けた同事業によるインフラ整備に取り組む自治体について、社会資本整備総合交付金等により支援。 <予算>



(協議会では「廃止ありき」「存続ありき」の前提を置かずに議論)

※ J R各社は、引き続き J R会社法に基づく「大臣指針」を遵守し、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向等を踏まえて現に営業する路線の適切な維持等に努めることが前提

③バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充【地域交通法】

③-1 「地域公共交通利便増進事業」の拡充

- ・自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準（運行回数等）、費用負担等の協定を締結して行う「**エリア一括協定運行事業**」を創設。
- ・国は、**複数年の支援総額を事前明示**するとともに、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援（上下分離も可能）。 <予算>

③-2 「道路運送高度化事業」の拡充

- ・AIオンデマンド、キャッシュレス決済、EVバスの導入等の**交通DX・GXを推進**する事業を創設。
- ・国は、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援するとともに、(独)鉄道・運輸機構の出融資や固定資産税の特例措置により支援できるよう措置。 <予算・財投・税制>



④鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設【鉄道事業法・道路運送法】

地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする**協議運賃制度**を創設。
(※乗合バスについては、平成18年より協議運賃制度を導入済。)

【目標・効果】：再構築協議会における協議や地域の関係者との連携・協働を通じ、地域交通を再構築 (KPI) 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数：67件（2022年10月時点）⇒ 300件（2027年度）

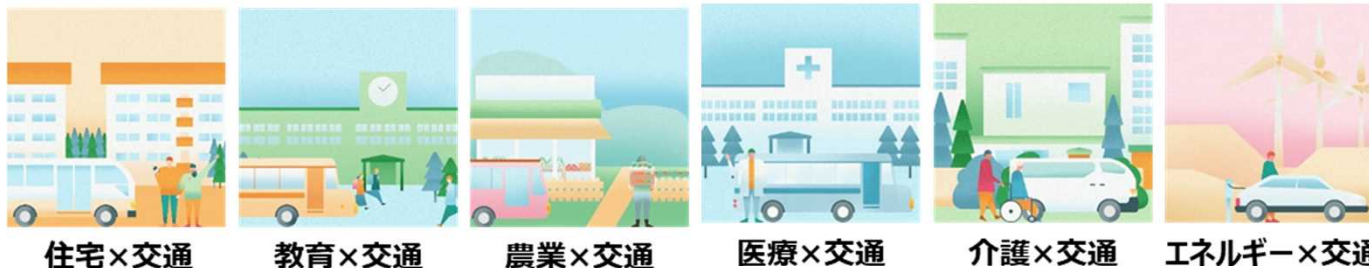
背景・必要性

- 官民間、交通事業者間、交通・他分野間における地域の関係者の連携・協働＝「共創」により、利便性・持続可能性・生産性が向上するよう、地域公共交通ネットワークを再構築＝「リ・デザイン」することが必要。

概要

- 地域の関係者の連携と協働を促進するため、以下を法律に規定。
 - ・目的規定に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加。
 - ・国の努力義務として、「関係者相互間の連携と協働の促進」を追加。
 - ・「地域の関係者相互間の連携に関する事項」を地域公共交通計画への記載に努める事項として追加。

交通・他分野間の共創（地域交通と、様々な他分野との垣根を越えた事業連携を実現）

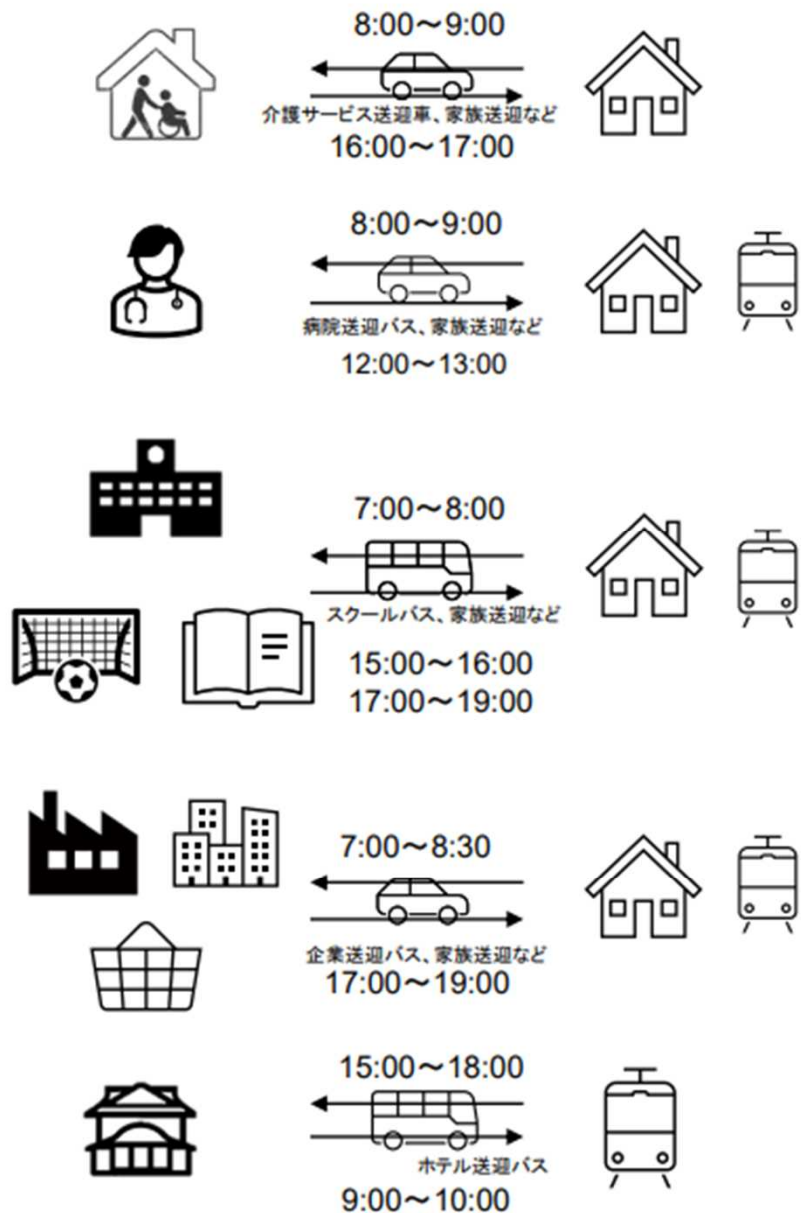


『経済財政運営と改革の基本方針2022』（骨太方針）（令和4年6月7日閣議決定）

第2章 新しい資本主義に向けた改革 2. 社会課題の解決に向けた取組 （3）多極化・地域活性化の推進
（分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築）

デジタル田園都市国家構想の実現に資する持続可能で多彩な地域生活圏の形成のため、交通事業者と地域との官民共創等による持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築に当たっては、法整備等を通じ、国が中心となって交通事業者と自治体が参画する新たな協議の場を設けるほか、規制見直しや従来とは異なる実効性ある支援等を実施する。

介護・福祉、病院、学校・部活動、通勤・買い物、
宿泊施設などの移動需要
(施設毎の送迎や家庭送迎に依存)

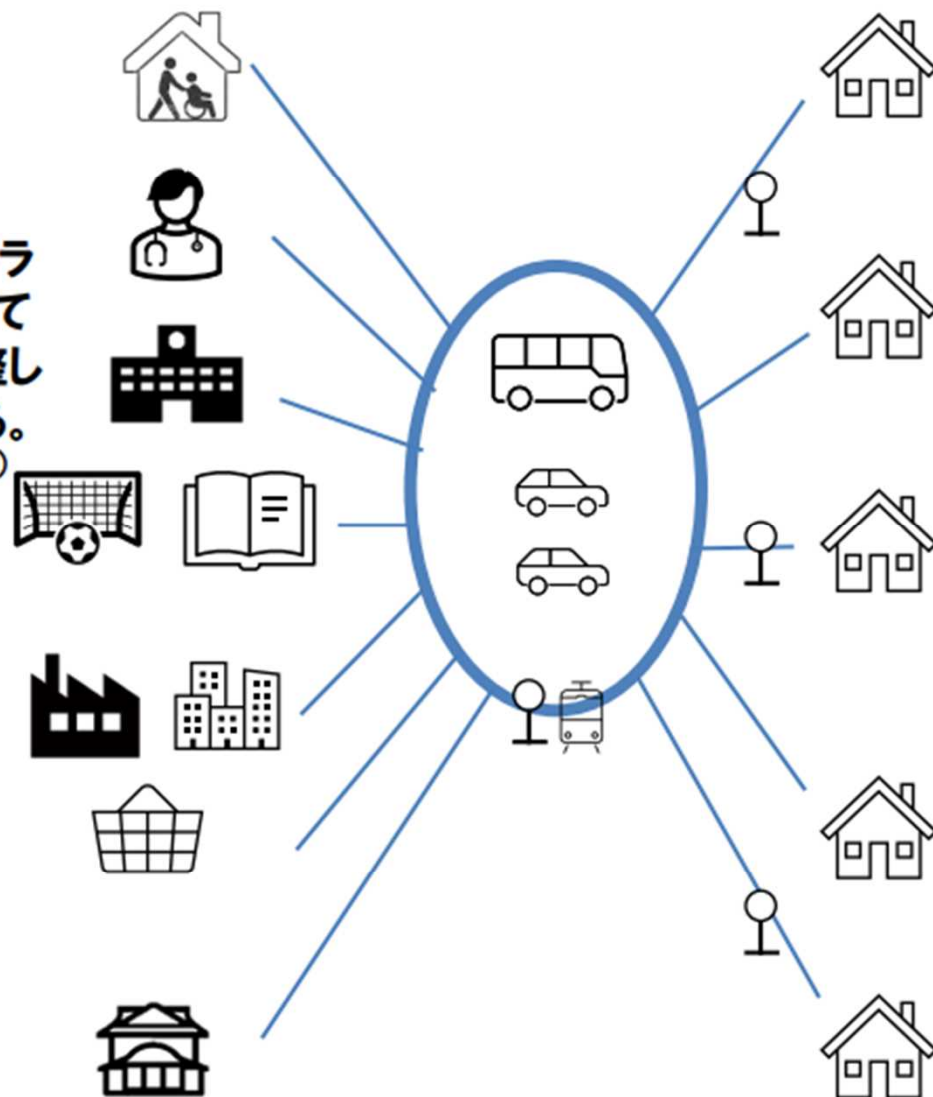


例えば、

既存の車両とドライバーを活用して
需給を統合調整し
共同運営にする。
(拠点集約化を含む)



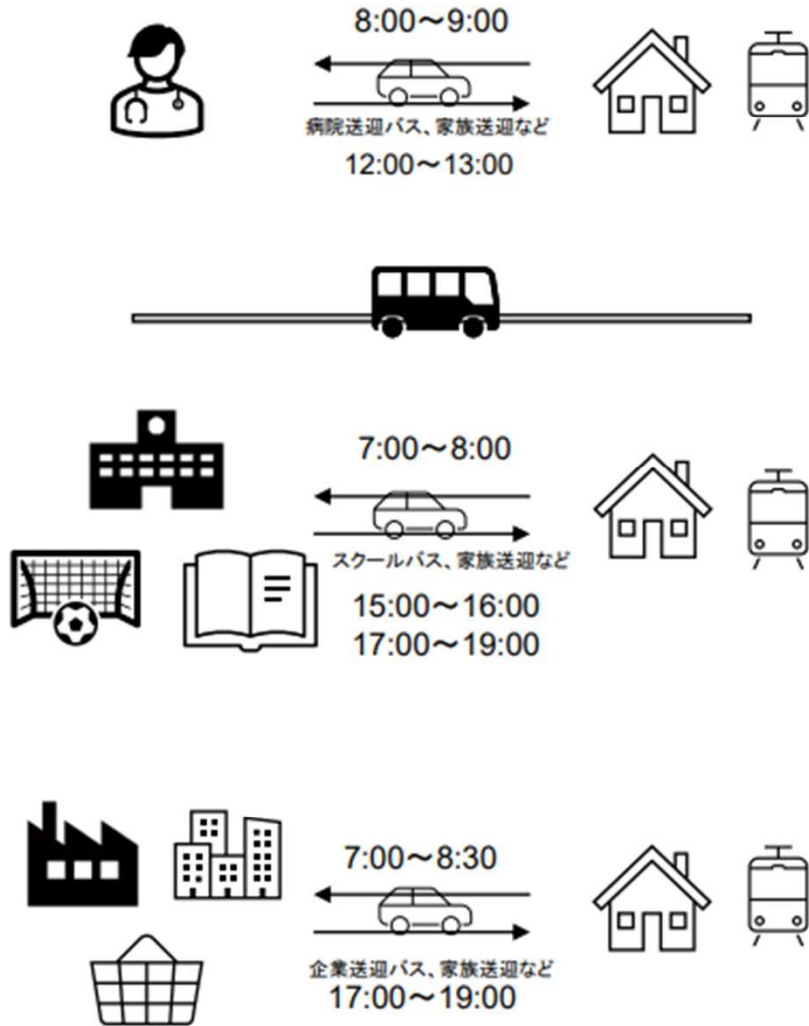
公共ライドシェアによる
車両・ドライバーの共同利用・相乗り化など
<路線・デマンド>



※ 自助交通(徒歩、自転車、高齢者用スローモビリティなど)とも組合せ

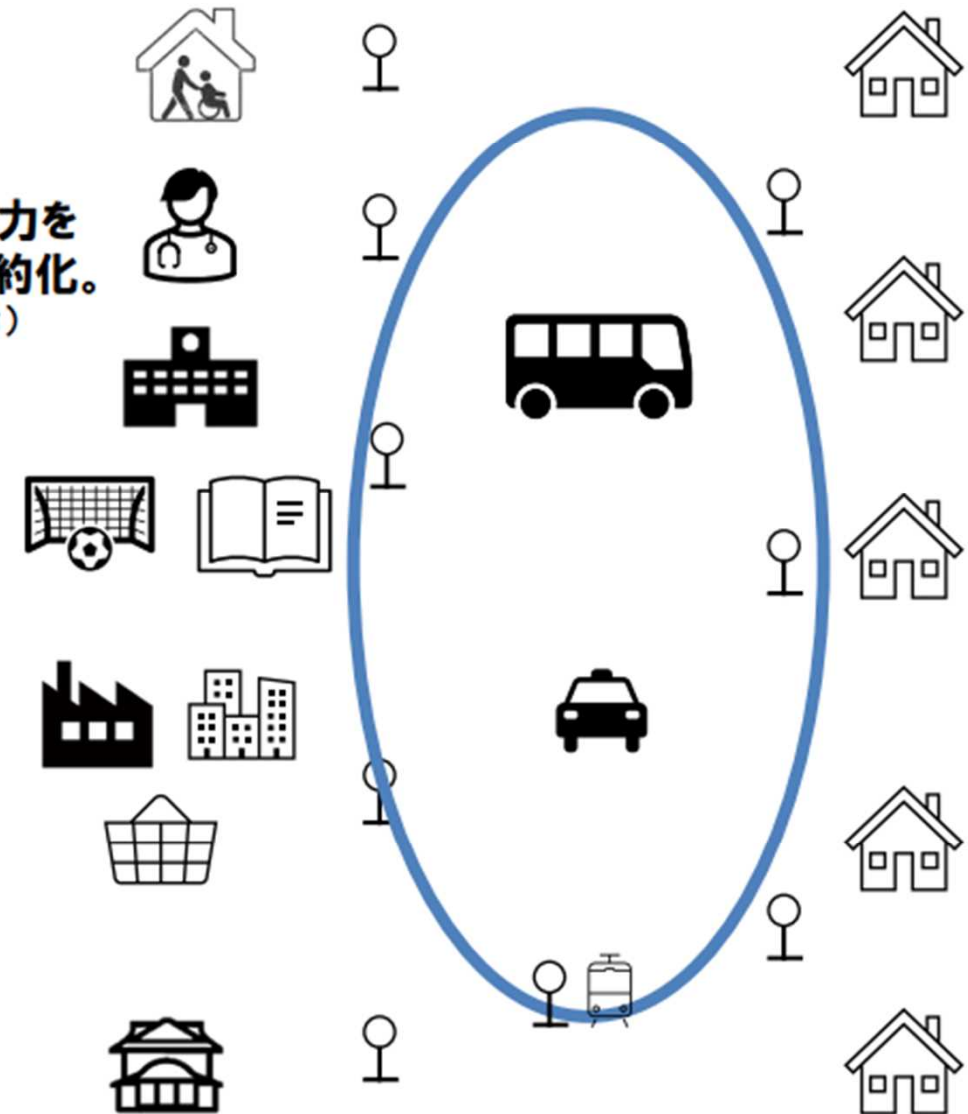
介護・福祉、病院、学校・部活動、通勤・買い物、
宿泊施設などの移動需要
(施設毎の送迎や家庭送迎に依存)

バス、タクシー等を積極活用し、持続
可能な公共交通サービスに再構築。
<路線・デマンド>



例えば、

路線バスの輸送力を
増強し、需給を集約化。
(拠点集約化含む)



※ 自助交通(徒歩、自転車、高齢者用スローモビリティなど)とも組合せ

地域輸送資源のフル活用

- 地域には、介護施設、宿泊施設、学校・塾等に送迎車両が存在も、現在バラバラに運用されている状況。
- 近年では、各施設がドライバーや送迎車両を維持することも、限界に。



10台以上の送迎車両を運用している大規模な施設も存在。

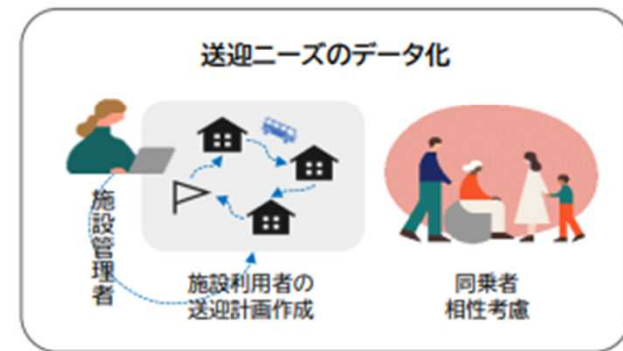
福祉・観光・教育（学校、学童、塾、部活動など）の共同送迎を実現。

- 各施設の送迎計画を統合調整し、車両・ドライバーを一体的に運用。複数施設の送迎リソースを効率的に共用。
- 誰でも簡易に予約でき、需要データを見ながら最適に組合せ配車・運行できる管理システムを開発し、地域で実証運行。

各施設の送迎車両・ドライバーを地域の輸送資源として捉え、タクシーや複数施設の車両を統合的に活用した乗合運行を行うことにより、交通空白を解消。

- ① 生活・観光の足を合理的に確保。直行直帰に加え、塾、買い物、病院等への立ち寄りも可能に。
- ② 家族送迎の負担や各施設の業務負担を、可能な限り軽減。

令和7年度 地域交通DXプロジェクト データ活用による 車両と運転手の高効率運用



今年度、岡山県玉野市のほか全国数カ所（群馬県水上町・前橋市、兵庫県豊岡市）で、共同開発・実証。令和8年度以降、成果を横展開しエリアや連携領域を拡大していく考え。

1. 現状分析（何が課題なのか、現状の移動の足はどうなっているのか）

○何が課題なのか

○現状の移動の足はどうなっているのか

- ・路線バス、デマンド型バス・乗合タクシー、タクシー等のいわゆる公共交通のみならず、医療施設、福祉施設、教育施設、商業施設等が提供する運送サービスも含めて整理

(例)

・路線バスはあるが、バス停までの距離が遠く高齢者等の移動が困難

→自宅からバス停までをつなぐデマンド交通を導入？

路線バスそのものをデマンド交通に転換？・・・

・福祉施設の送迎サービスにより高齢者等の移動の足は確保されているが、福祉施設の運転手・車両等のリソースが逼迫

→福祉施設の送迎サービスを路線バス等の他の既存交通に統合？・・・

⇒高齢者等の移動手段に係る課題は各所各様

⇒現状（高齢者等の分布、現に提供されている運送サービス等）も各所各様

⇒各地域が抱える課題・現状によって処方箋は異なる

⇒まずは現状分析が肝要

2. **既存交通**の活用 or **新たな運送サービス**の導入

○既存交通の活用

- ・**既存交通事業者等と協議**し、高齢者等の移動ニーズに見合ったものにサービスを見直す
- ・バス・タクシー等に限らず、**各種施設が提供する運送サービス**にも着目
- ・**既存交通の利用促進**、地域全体の**持続可能な地域公共交通網の維持**にもつながる
⇒現状分析に基づいて、どの既存交通をどのように活用するのか検討

○新たな運送サービスの導入（既存交通では対応できない場合）

- ・有償運送（利用者が運送の対価を負担）
→**公共ライドシェア**（市町村又はNPO等が道路運送法上の登録を受けて実施） 等
- ・有償ではない運送
→**道路運送法の許可・登録を有しない運送**

自家用有償旅客運送 (公共ライドシェア)

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、**一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合**に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による**自家用自動車を使用した有償(※)旅客運送**を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものです。

(※) **実費の範囲内**であり、営利とは認められない範囲。

○実費の範囲

区域を定めて行う自家用有償旅客運送の対価は、**近隣のタクシー運賃の約8割を目安**とすることとされている。

- ・旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められること。
- ・合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。

自家用有償旅客運送の種類

交通空白地有償運送 (住民等のための「自家用有償旅客運送」)

バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、**地域住民、観光旅客その他の来訪者**の運送を行うもの

- 「路線」又は「区域」を設定
- 乗車定員規定なし

698団体 (4,428両) で導入 ※R5.3.31時点



福祉有償運送 (身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」)

タクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等であって、市町村に会員登録を行った者等の輸送を行うもの

- 原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービス (「区域」を設定)
- 乗車定員 11人未満

2,428団体 (14,044両) で導入 ※R5.3.31時点



自家用有償旅客運送を実施する者

- ・市町村
 - ・NPO法人
 - ・一般社団法人又は一般財団法人
 - ・(地方自治法に規定する)認可地縁団体
 - ・農業協同組合
 - ・消費生活協同組合
 - ・医療法人
 - ・社会福祉法人
 - ・商工会議所
 - ・商工会
 - ・労働者協同組合
 - ・営利を目的としない法人格を有しない社団
- ※道路運送法施行規則第48条参照

自家用有償旅客運送を実施する者には、必要な安全体制の確保(運行管理・整備管理の責任者の選任等)が求められます!



自家用有償旅客運送の登録の流れ

自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

①地域における関係者(※)の協議

【地域公共交通会議(旧「運営協議会」を含む)・法定協議会】

- ・自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送を行うか否かに関する事項
- ・その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

※関係者：関係地方公共団体の長、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、住民又は旅客、バス・タクシーの運転者が組織する団体、その他当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】当該地域を管轄する運輸支局等

(市町村又は都道府県に権限が移譲(※)されている場合は、当該市町村又は都道府県)

【有効期間】2年(重大事故を起こしていない場合等は3年、事業者協力型を行う場合等は5年)

※権限移譲先：埼玉県、栃木県、東京都江東区、神奈川県横浜市、神奈川県大和市、茨城県五霞町

自家用有償旅客運送登録後

有効期限の更新

登録時に付された登録期限を更新するための申請。(更新の際も交通会議などでの合意が必要)

登録事項の変更

地域における関係者の協議を経て、変更登録申請。(軽微な変更の場合は変更届出)

実績報告の提出

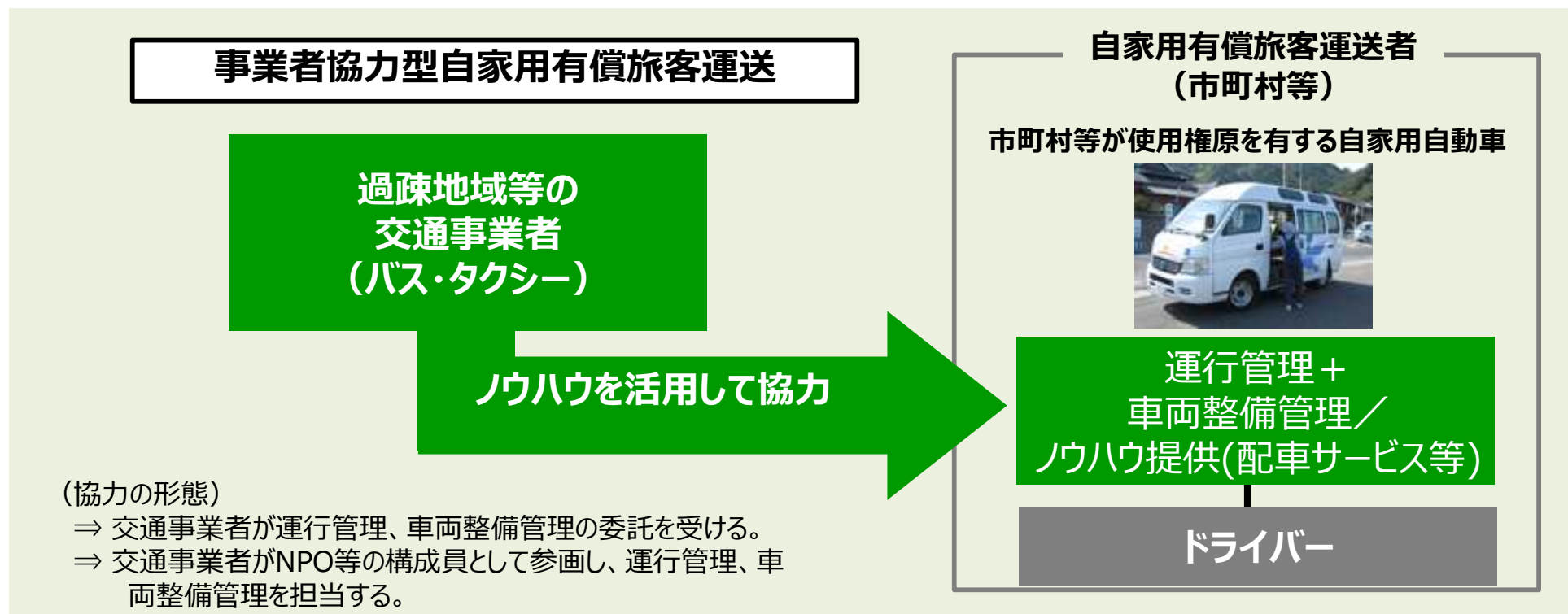
毎年、前年4月1日から3月末までの実績を「輸送実績報告書」に記載し5月末までに運輸支局等に提出。

指導・監督

安全体制の確保状況について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

事業者協力型自家用有償旅客運送の導入（令和2年11月）

- 過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設
⇒**運送の安全性を向上**させつつ、**実施を円滑化**
- 地域住民のみならず**観光客を含む来訪者も対象**として明確化
⇒インバウンドを含む**観光ニーズへも対応**



R6.3.1「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」発出の経緯

- 許可・登録を要しない運送の解釈については、類似の通達が発出されてきた結果、若干分かりにくくなっている。
- 地域における移動資源の確保が困難になっている中、バス・タクシーや自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点からも、改めて許可・登録を要しない運送についての考え方を整理した。
- また、複数の通達が存在することは混乱を招くことから、許可・登録を要しない運送に係る現在の通達をすべて廃止し、1つの通達にまとめる。

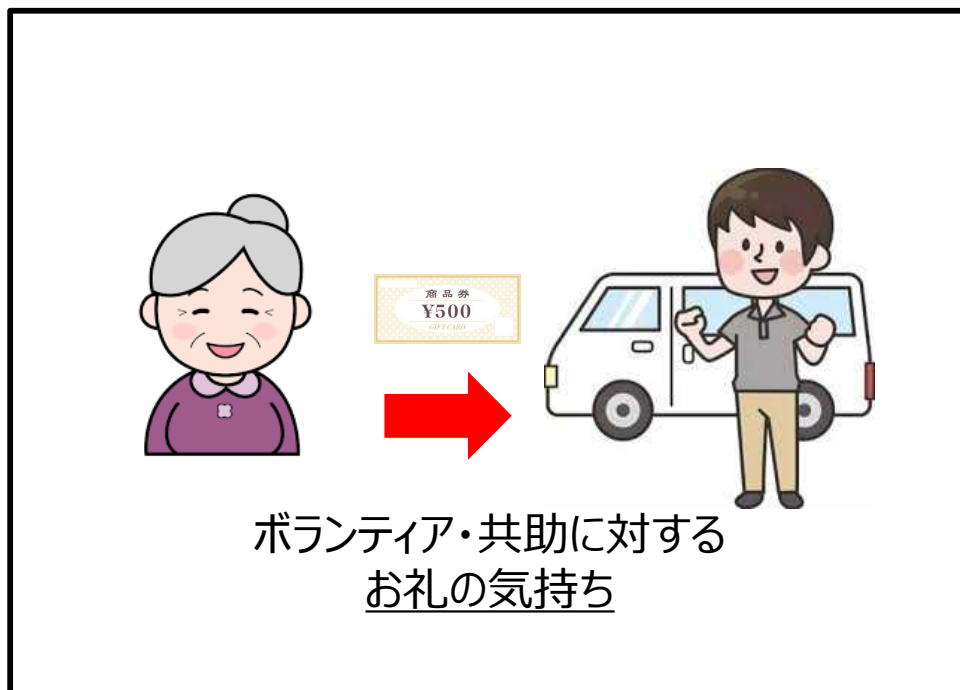
目次（従前の通達との変更点）

- ①無償運送について
→ 新たに実費の対象として**保険料・車両借料**を追加しました。
- ②宿泊施設 & 介護施設の付随送迎
→ **商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能**であることを明記しました。
- ③ツアー & ガイドに係る付随送迎
→ **ツアーやガイドに付随して運送が可能**であることを明記しました。
- ④運送サービスの有無で料金に差を設ける場合
→ **実費の収受が可能**であることを明記しました。
- ⑤地縁団体が行う運送サービス
→ **会費で行う運送サービスが可能**であることを明記しました。



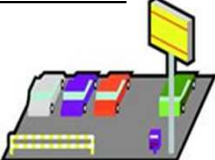


①無償運送について

- 無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。
- 以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。
 - ①謝礼の支払い
 - ②実費の請求及び支払い

謝礼の支払い

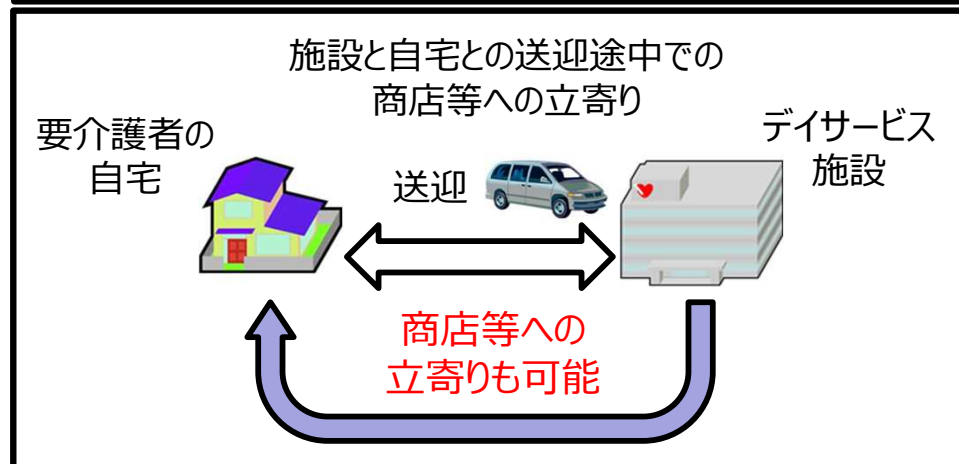
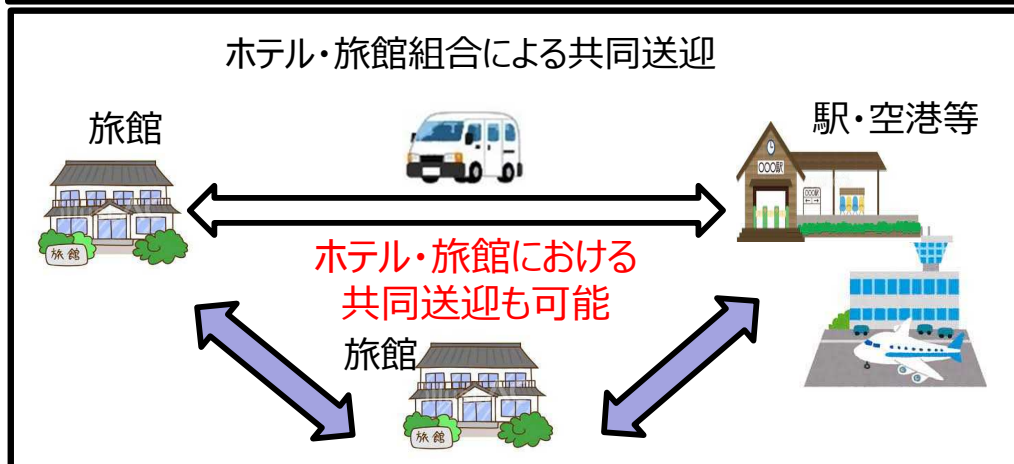
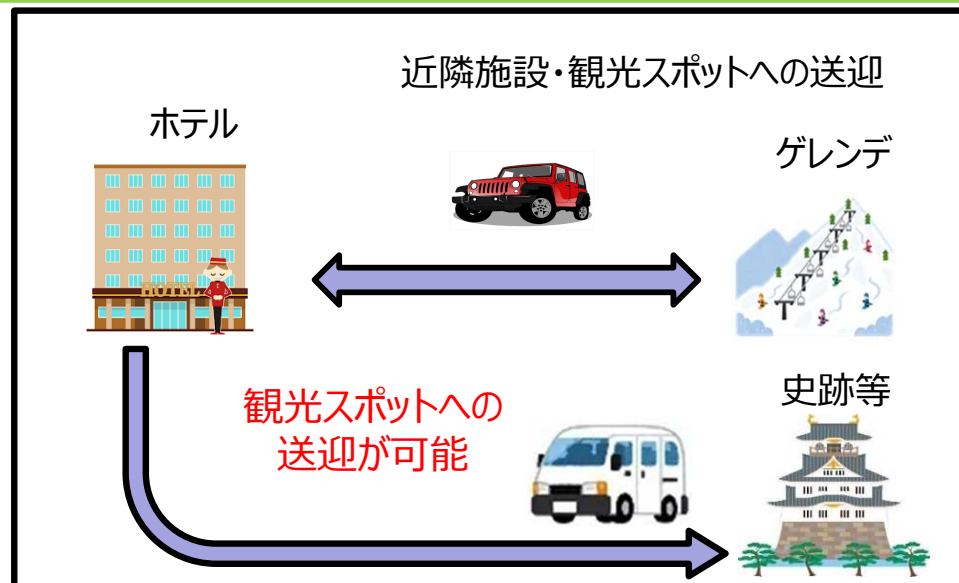
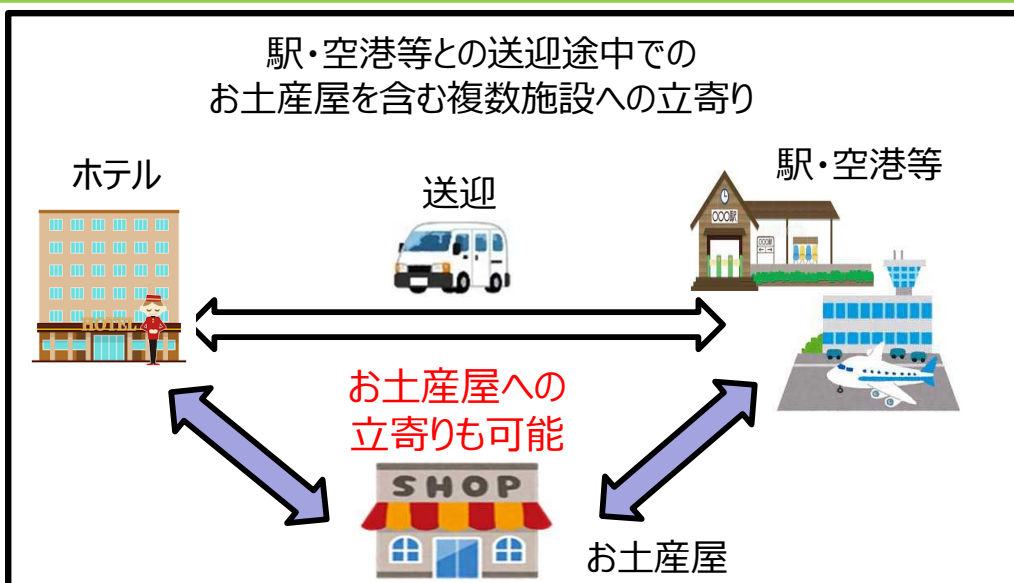


実費の請求・支払い (実費とは以下の項目を指します)

- ①ガソリン代等の燃料費 
- ②有料道路使用料 
- ③駐車場代 
- ④移動サービス専用保険料 
- ⑤運送を行うために発生した車両借料 

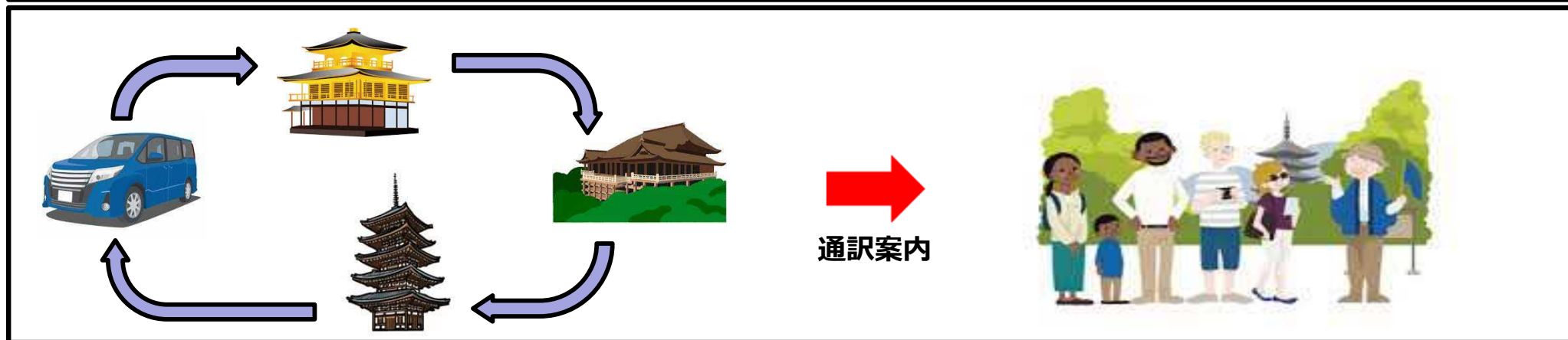
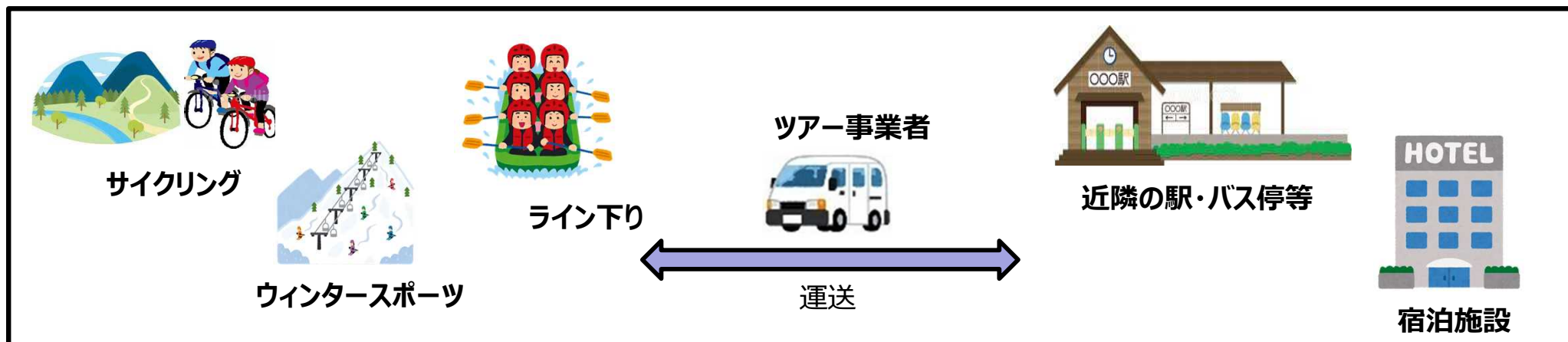
② 宿泊施設 & 介護施設の付随送迎

- 宿泊施設や介護施設の利用者を対象とする運送において、送迎に対する反対給付がない場合に許可等は必要ありません。
- この場合、利用者からの依頼に応じて、以下の運送を行うことも可能です。



③ ツアー&ガイドに付随する送迎

- ツアー等のサービス提供者が、ツアー利用者を近隣の駅・バス停・宿泊施設等からツアー実施場所まで運送する場合に、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。
- 通訳案内士等の公的資格を有する観光ガイドが、ガイドの為に利用者を運送する場合において、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。



※ただし、ツアーやガイドと称していても、提供されるサービスの実態が目的地への運送のみである場合は**許可等を要することとなります。**

④ 運送サービスの有無で施設の利用料金等に差を設ける場合の取扱い

- 有料の施設利用に付随する運送サービス、宿泊施設における運送サービス、幼稚園等の送迎に係る運送サービスについて、運送サービスの利用の有無によって利用料や宿泊料に差を設ける場合であっても、**当該差額が運送サービスに要する実費の範囲内であれば**、許可等は必要ありません。

この場合の実費について

1 ページ記載のガソリン代等の実費が対象となるのはもちろん、当該車両が、主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されていることに鑑み、実費の範囲に「車両償却費、車検料、保険料等」の車両の維持費を含めることも差し支えありません。

送迎

児童宅 ←→ 学校

送迎の有無	学費
送迎あり	32,000円
送迎なし	30,000円

送迎

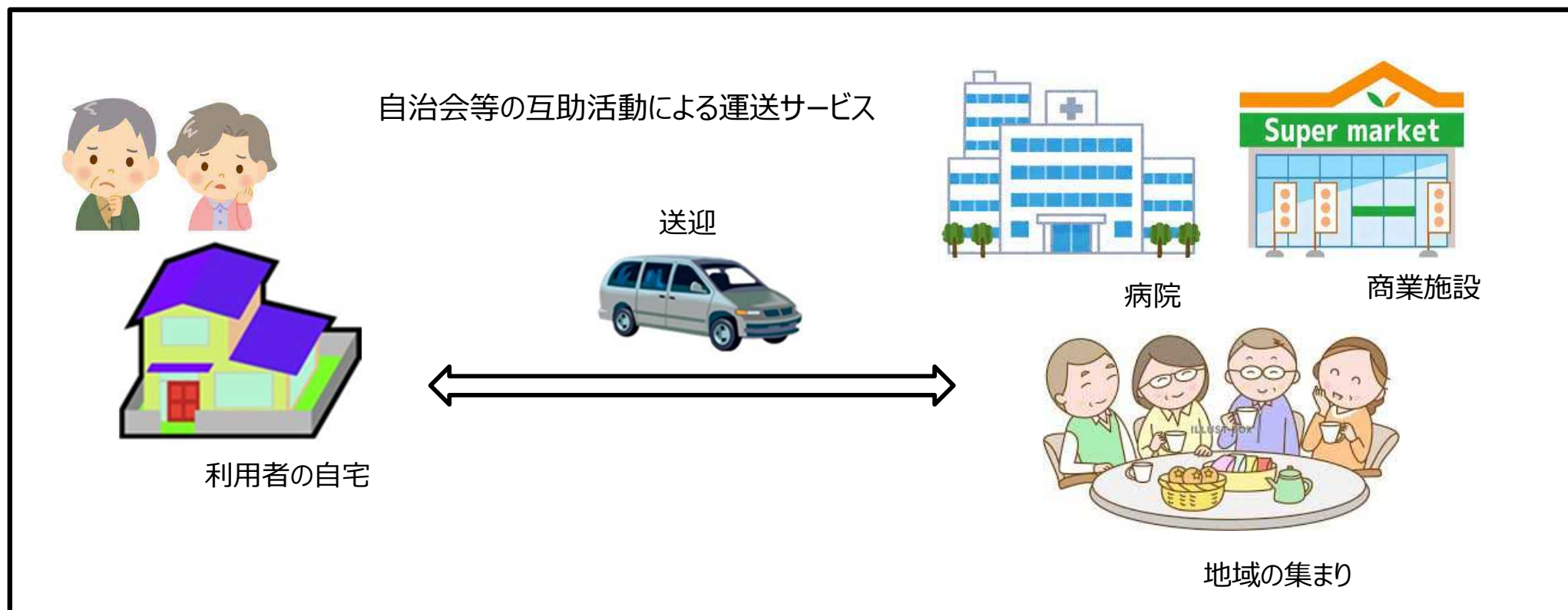
要介護者の自宅 ←→ デイサービス施設

送迎の有無	利用料金
送迎あり	6,800円
送迎なし	6,000円

※ただし、幼稚園等において、利用者から運行に係る人件費相当を収受する場合は「通学通園に係る自家用自動車の有償運送の取扱いについて（平成9年6月17日付自旅第101号）」に基づき、**許可を要することとなります。**

⑤ 地縁団体が行う運送サービス

- 社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合等の地縁団体の活動として、**会員が負担する会費で行う運送サービスについては**、許可等は必要ありません。
- この場合、以下の行為が可能です。
 - ① 会費で車両を調達すること
 - ② 会費から当該サービスを提供するための運転者に報酬を支払うこと
 - ③ 運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けること（ただし、差額が実費の範囲内である場合に限る。）



3. 交通系担当部局と福祉系担当部局との連携

- ・地域における高齢者等の移動ニーズへの対応

→市町村の交通系担当部局が公共交通施策として対応している場合と、福祉系担当部局が高齢者施策として対応している場合があり

⇒各分野で設置されている会議体の活用等により、**両部局間での連携した対応**が重要
＜交通分野の会議体＞

○法定協議会

- ・**地域交通法**に基づく協議会

- ・地域公共交通計画の作成・実施に関し必要な協議を行うための協議会

- ・自治体、交通事業者、道路・港湾管理者、公安委員会、交通利用者、学識経験者等

○地域公共交通会議

- ・**道路運送法**に基づく協議会

- ・バス・タクシー等の運賃、ルート等について協議を行うための協議会

- ・自治体、バス・タクシー事業者、運輸局、交通利用者

＜福祉分野の会議体＞

○協議体

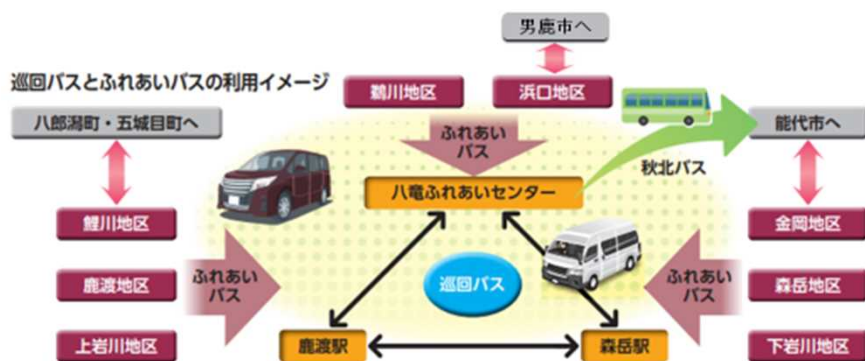
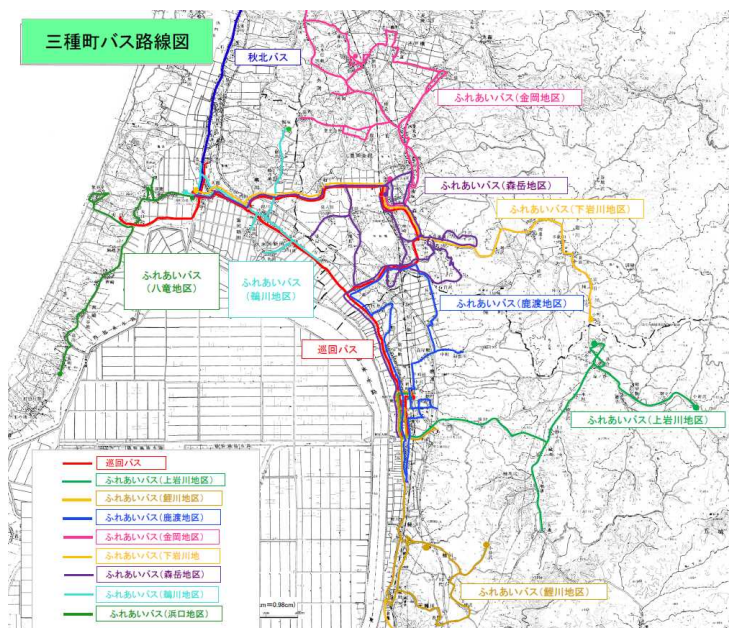
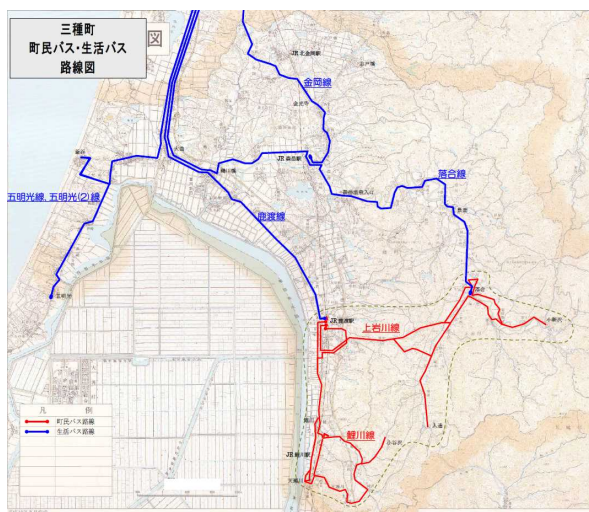
- ・**介護保険法**に基づく協議会

- ・高齢者の生活支援、介護の整備に向けた取組みについて協議を行うための協議会

- ・自治体、社会福祉法人、NPO法人等

秋田県三種町の事例

- 過疎化・高齢化により路線バス利用者が減少。また、路線バスではカバーできない交通空白地が点在。
- 巡回バスと、これに接続する住民共助の「ふれあいバス」を8地区で導入する再編を実施。



ポイント

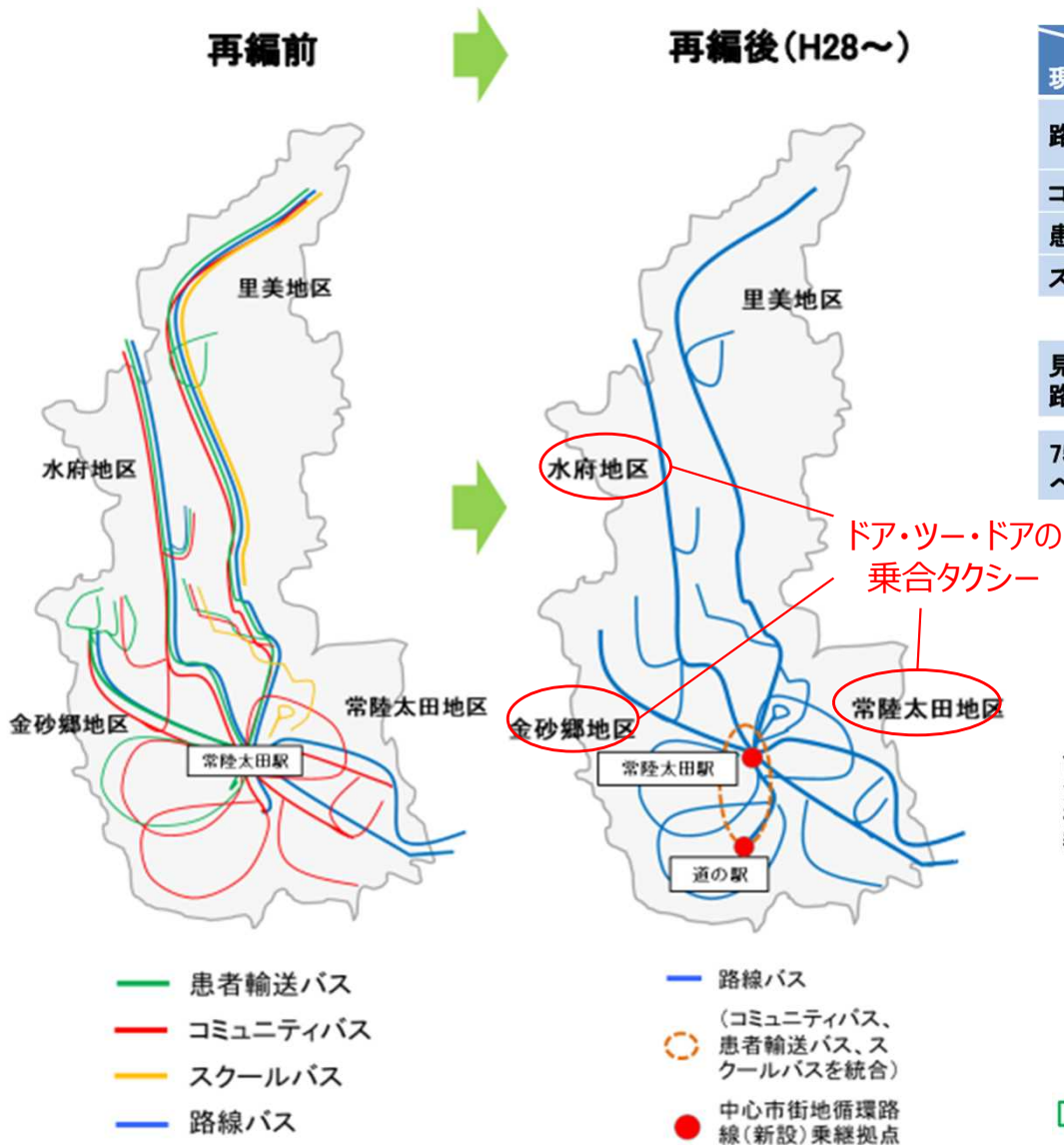
- ・再編に当たっては、町の交通担当者が教育・建設・商工観光・健康増進・福祉等の幅広い部局とも連携。
- ・病院は帰りのバスの時間に合わせて診察順番調整する等、関係施設も理解・協力。
- ・「ふれあいバス」は住民共助組織（7団体）と地元タクシー事業者が自家用有償旅客運送により定時定路線で運送（1回乗車200円）。

森岳地区	(株) 児玉商会 (地元タクシー事業者)
上岩川地区	上岩川地区ふれあいバス運営委員会
鯉川地区	鯉川地区ふれあいバス運営委員会
鹿渡地区	鹿渡地区ふれあいバス運営委員会
下岩川地区	下岩川地域力推進委員会
金岡地区	金岡共助会
鶴川地区	八竜鶴川共助バス
浜口地区	浜口地区公共交通協議会

- ・各地区にワゴン車を配備（乗車定員7人～10人）し、**各共助組織が自らドライバーを募り、地域住民がドライバー**に。
- ・各地区・全地区での会議を密に開催し、利用者の声を反映してダイヤ・ルートを随時見直し。これもあって、ふれあいバス・巡回バス乗車人数は年々増加。
※実証1年目（令和元年10月～）：約23,000人
→実証5年目（令和令和5年10月～）：約30,000人

第3回地域の公共交通リ・デザイン実現会議資料より

- 再編前は、路線バス、コミュニティバス、通院バス、スクールバスが、それぞれ重複する経路で運行
- コミュニティバス、通院バス、スクールバスを路線バスに統合



＜再編前後の料金体系の変化＞

乗車距離	約10km以内	約10km～約20km	約20km以上
現状の種類			
路線バス	170円～490円	500円～790円	800円以上 最大1,690円
コミュニティバス	200円		
患者輸送バス	無料		
スクールバス	無料		
見直し後の運賃	200円	300円	500円
75歳以上の利用者への運賃半額助成	100円	150円	250円

＜市の負担額の推移＞



H26とH29比較

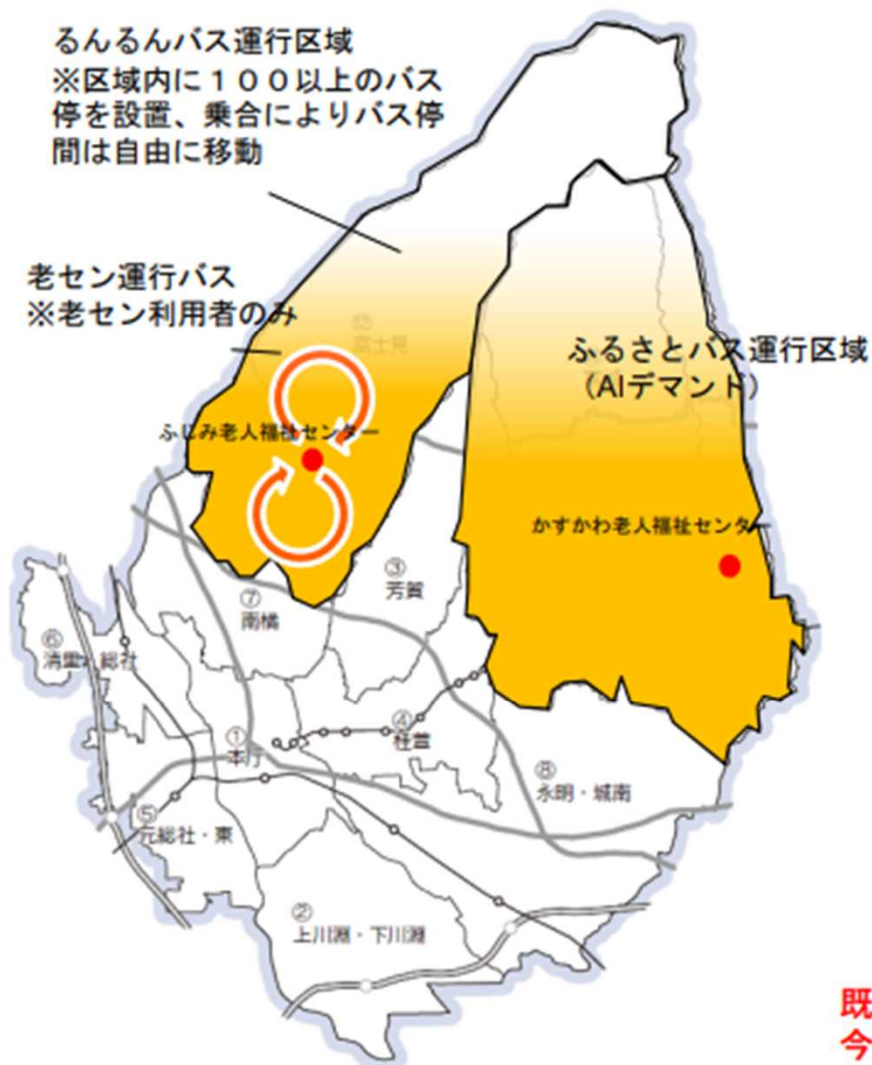
効果

年間走行キロ
63,620km増

走行1kmあたりの公費負担
約181円から約168円へ減額

○効率的な運行
○利便性の向上

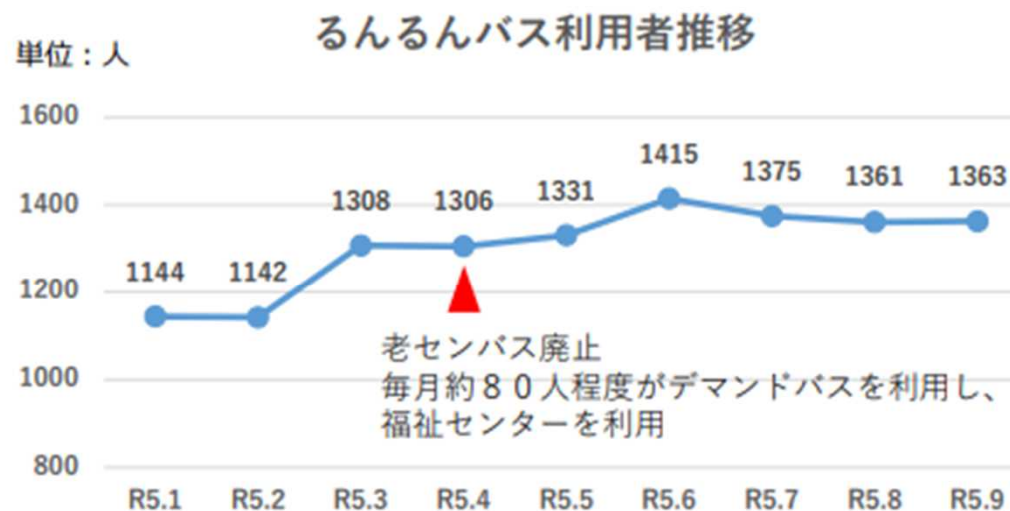
- 市内一部地域で予約型AIデマンドバスと「老人福祉センター」の送迎循環バス（無料）がそれぞれ運行。
- R4.4から送迎循環バスを廃止し、AIデマンドバスに統合。
- 老人福祉センター利用者についてはAIデマンドバスの利用料を無料とし、老人福祉センターが運賃を支払い。



デマンドバス 1回210円

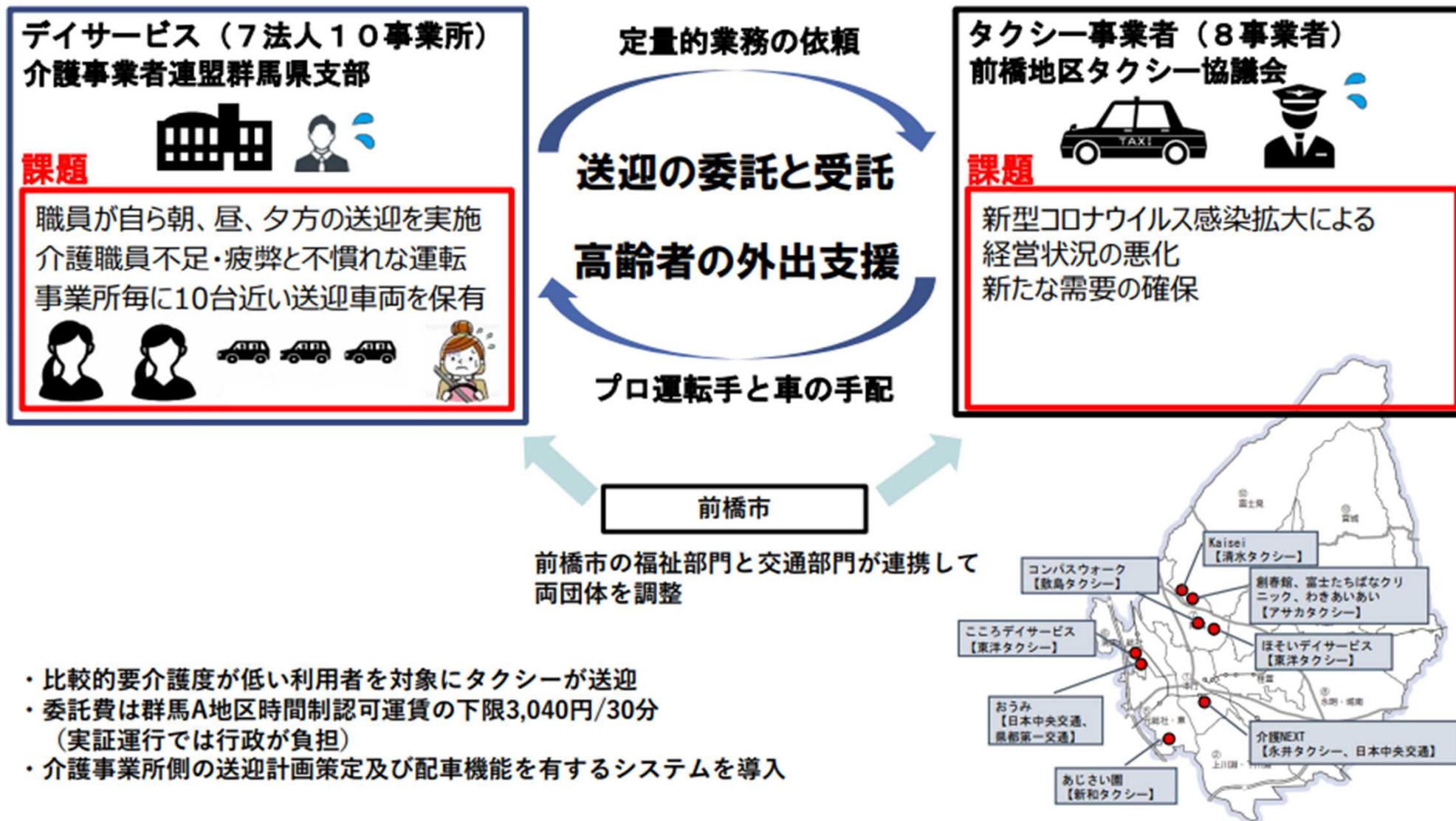


老人福祉センター運行送迎バス 無料



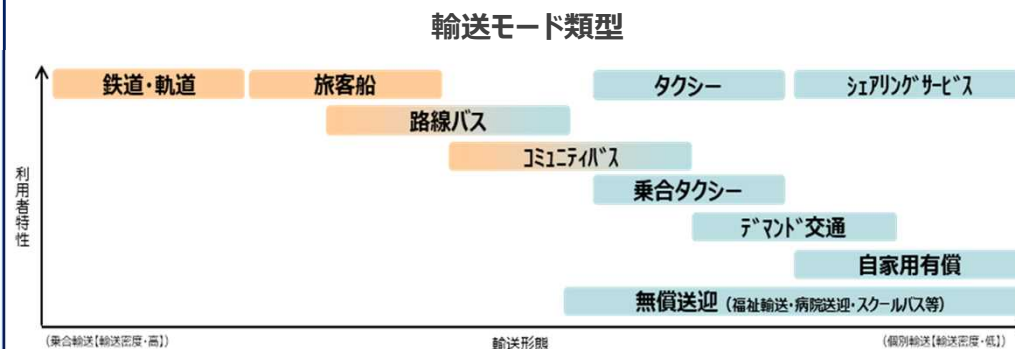
既存公共交通の利用者増加とともに、市の移動にかかる総コストも縮減
今後、かすかわ老人福祉センター等もデマンドバスへの移行を検討

- デイサービス事業所において、リハビリを行う職員自らが送迎業務を行っているが、職員負担が課題に。
- 送迎業務をタクシーに委託し、デイサービス事業所の職員負担軽減と、タクシー事業者の経営基盤強化を実現。



令和6年度補正予算：32,600百万円の内数

「交通空白」の早期解消・持続可能な地域交通の実現に向け、地域の暮らしと一体として捉え**地域の多様な関係者が連携**して行う「**共創型交通**」や「**交通空白**」の早期解消に向けた**地域の取組の立ち上げ支援**のほか、地域の公共交通のリ・デザインを加速化する「**モビリティ支援人材の育成・確保**」や、複数の交通サービスをまとめ、その利用データの地域での利活用等に繋げる「**地域交通DXの推進**」を支援。



1. 「交通空白」解消緊急対策事業

事業採択 (1次) **200** 件 (2次) **36** 件 (3次) **4** 件

東北管内 29件

- 「交通空白」を抱える地域において、「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築を支援
- 補助率：500万円まで定額、500万円を超える部分は2/3（上限1億円）等

東北管内 9件

2. 共創モデル実証運行事業

事業採択 (1次) **141** 件 (2次) **13** 件 (3次) **3** 件

- デジタル技術等も活用し、**官民共創**（自治体・交通事業者間の連携・協働）、**交通事業者間共創**（複数事業者・モード間の連携・協働）、**他分野共創**（医療・教育・エネルギーなど交通以外の分野との垣根を越えた連携・協働）により取り組む事業や共創を支える仕組みづくりを支援

3. 日本版MaaS推進・支援事業

事業採択 **29** 件

東北管内3件

- 複数の交通モードにおけるサービスを1つのサービスとして、デジタルを活用して提供したうえで、**データの連携・利活用等**により、地域が抱える様々な課題の解決に取り組む事業に対する支援

4. モビリティ人材育成事業

事業採択 **61** 件

東北管内10件

- 地域公共交通のリ・デザインを推進するため、**モビリティ人材**（地域交通と他分野の連携を推進するコーディネート人材、地域交通のマネジメント人材、デジタル活用等により地域交通を支援する人材など）の**育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業に対する支援** ※定額（上限3,000万円）

【参考】令和7年度 東北運輸局管内における主な取組事例

山形県山形市・尾花沢市： 山形県村山地域共創Maas観光交通実証事業 (R7年度共創モデル実証運行事業)

山形市山寺エリアと尾花沢市銀山温泉エリアを結ぶ地域交通の実証運行を行い、**観光地間の周遊を促進**する。

加えて、**やまがたMaasと連携**して、シェアサイクルと1日乗車券等の利用による山寺内の周遊を促進する。

併せて、オーバーツーリズム対策の検討のため、車両センサーにより混雑度や来訪者の分析を行う。



宮城県利府町：利府町版mobiプロジェクト (R7年度「交通空白」解消緊急対策事業)

令和5年度からAIオンデマンド交通（mobi）の活用による実証運行を実施。

令和7年度事業では、**予約システムの導入及び乗降ポイントの再編**（乗降場所を34箇所追加）により交通空白地区の解消を目指す。



青森県八戸圏域： 八戸圏域の地域公共交通を支え、育てる人材育成プログラム (R7年度モビリティ人材育成事業)

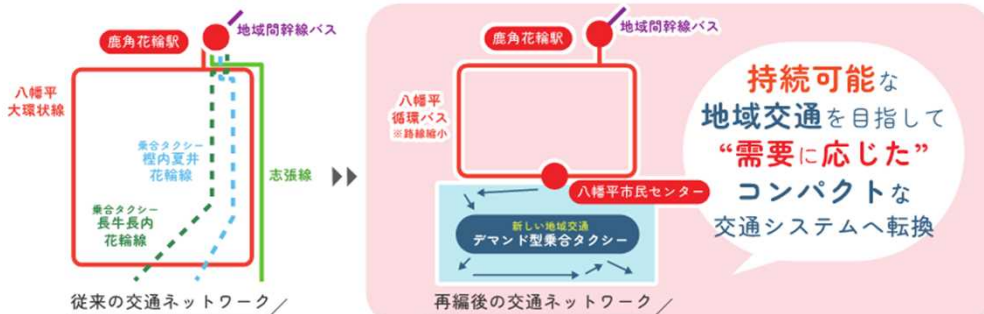
八戸市を中心とした8市町村で構成する八戸圏域においては、バスICカードの可視化分析システムの整備等により、**データを活用した効果的・効率的なネットワーク構築**に向けた検討を進めているところ。

一方、市町村間でデータ活用のノウハウに差があるため、**市町村におけるデータを活用・分析できる人材を育成**する。



秋田県鹿角市： 地域住民と連携したデマンド型乗合タクシーの導入 (R7年度「交通空白」解消緊急対策事業)

鹿角市八幡平地区を運行する路線バスの縮小・廃止に合わせた交通ネットワークの再編に向けて、ワークショップを開催して地域住民の声を拾い上げた上で、**公共ライドシェアによるAIオンデマンド型乗合タクシー「はちタク」の実証運行**を行う。



福島県浪江町： なみえ交通空白解消実証プロジェクト (R7年度「交通空白」解消緊急対策事業)

避難指示解除による児童数の増加に伴いスクールバスの不足が懸念される中で、**既存のデマンド交通（なみえスマートモビリティ）とスクールバスとの連携**を行う。

併せて、夜間の交通空白解消に向けて、**運転手等の確保のための検証・調査**を行う。



【令和8年度予算概算要求案】

「交通空白」の解消等に向けた地域交通の「リ・デザイン」の全面展開

令和8年度予算概算要求額	269億円（209億円1.29倍）
・地域公共交通確保維持改善事業等	5,862億円の内数（4,874億円の内数）
・社会資本整備総合交付金（地域交通関係）	9億円の内数（7億円の内数）
・訪日外国人旅行者受入環境整備	

- 運転者等の担い手不足等に起因して、減便・廃線等が相次ぐ中、地域の实情に応じた形で移動手段を確保し、持続可能性を担保していくことは喫緊の課題。
- 判明した全国約2,500の「交通空白」について、「取組方針2025」に基づき集中対策期間（R7～9）での解消を図るため、地域の实情に応じてデマンド交通や公共ライドシェア等の移動手段の導入に加え、新たな制度的枠組みの構築と併せて、複数の自治体や交通事業者等の共同化・協業化等の地域における体制強化を強力に推進し、地域交通の「リ・デザイン」を全国に展開することで、持続可能な地域交通の実現を図る。

共同化・協業化等の自治体・事業者の体制強化

■ 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保

- 交通サービス提供に当たって**複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化**を後押し
(運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、団体の立ち上げ、車両・システム・運行費等への支援)
- **自治体等を核とした地域交通の連携体制強化**
(地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)
- **事業者・他分野連携によるMaaS等の高度サービス実装支援**



複数事業者による共同化

■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援

- 「交通空白」解消に向けた**実態把握・モビリティデータの利活用**や、**共同化・協業化**等に必要となる**地域公共交通計画の策定・変更**への支援
- **共同化してサービスを提供するための事業計画策定**等への支援

■ 財政投融资（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）

※ **新たな制度的枠組みの構築を併せて実施**

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

■ 集中対策期間における「交通空白」解消

- **都道府県の先導、多様な主体の連携・協働**によるものも含め、**デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保を総合的に後押し**
(調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援)
- **「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロット・プロジェクト推進**
(官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開)
- **交通分野における人材確保支援**
(2種免許取得、採用活動等、人材確保を支援)



公共ライドシェア

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

■ 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

- 公共/日本版ライドシェア等活用による**観光地の二次交通の高度化**
- 乗場・待合環境整備等の**二次交通へのアクセスの円滑化**
- **多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備**

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

■ 自動運転の事業化に向けた重点支援

■ 地域交通DXによる生産性等の向上

(システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)

■ EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



自動運転バス

■ ローカル鉄道再構築

(再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援)

■ 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）

(地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援)



ハイブリッド気動車イメージ

新造車両・ICカードの導入

地域公共交通の維持・確保等

■ 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援

- 地域鉄道における安全対策
- 安全に問題があるバス停の移設等

ご清聴ありがとうございました

本日の説明内容中、

- ・高齢者の移動手段を確保するに当たってのポイント
- ・福祉関係の運送における「許可・登録を有しない運送」への該当事例等については、以下のパンフレットにも掲載されています。

「高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット」

(2025年3月 国土交通省)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000120.html

高齢者の移動支援について、 つながる・知る・うまれるのプロセスで考える

1. 住民主体の移動支援とは
2. 移動支援の「知る、つながる、うまれる」
3. 事例紹介：三原市におけるしくみづくり
4. 事例紹介：国東市の居場所づくりと移動支援
5. 住民主体の移動支援の立上げプロセス
6. 介護予防・日常生活支援総合事業の活用
7. 生活支援体制整備事業の活用

1. 住民主体の移動支援とは

互助型の移動支援の典型例



1 「乗り合って」スーパーやサロンへ

	形態	使用車両	運転者	付添	調整
乗り合って 定期的な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・買物支援 ・サロン送迎 ・コミバスのな運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人等の車 ・ボランティアの車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア ・法人職員 	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア ・社協や包括 ・サロンの運営団体

2 「個別に」生活支援と一体型で支援

	形態	使用車両	運転者	付添	調整
個別に	通院など個人ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの車 ・法人等の車 	ボランティア	ボランティア(1人で支援が多い)	ボランティア 社協や包括



共通点

- ・ 個人のニーズに対応する形(小規模・臨機応変)
- ・ ドア・ツー・ドア、または自宅の近くで乗車し目的地で降車
- ・ ボランティアが運転や付き添いを担っている。
- ・ 道路運送法の許可・登録不要の形態で行われている。

コアメンバーはどんな人たち？ 住民主体 ≡ 住民発意

コアメンバー



- 介護・福祉の専門職を交えて
 - ・ 地域ケア会議
 - ・ 生活支援体制整備事業に基づく協議体
- 地域の組織が母体となって
 - ・ 自治会
 - ・ 地区社協
 - ・ まちづくり協議会、地域づくり組織など
- 社会福祉協議会がリードする
 - ・ 社協が事務局を務めるボランティアグループ
- 地域の拠点や施設から発案
 - ・ サロン活動の実施主体
- NPO法人や自主的なボランティアグループ

大事な3要素

誘い出し機能

信頼関係の構築機能

社会資源につなぐ機能

移動・外出に困っている人って、どんな人？

背景

生活に必要な移動・外出が困難な高齢者が増えている

1) 少子高齢化&過疎化の進行

高齢独居・高齢者のみ世帯の増加

2) 高齢者の体力

休まずに歩ける距離は100mまで = 75歳以上の17%

300mまで = 75歳以上の25%

運転免許を返納した75歳以上の人 = 26万5千人 (2024年)

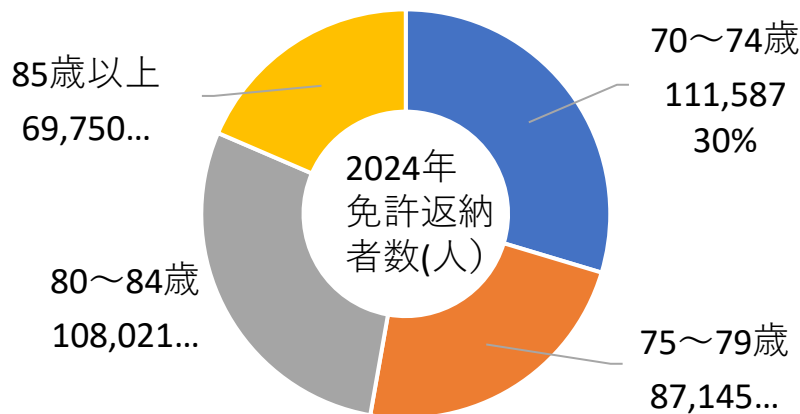
住民主体の移動支援によって支える人とは・・・

バスに乗るかという
と・・・

3) 外出しにくくなる要因

- ・ 住環境
- ・ 交通環境
- ・ 人的要因 (身体面)
- ・ 経済面
- ・ 精神面 & 意欲面

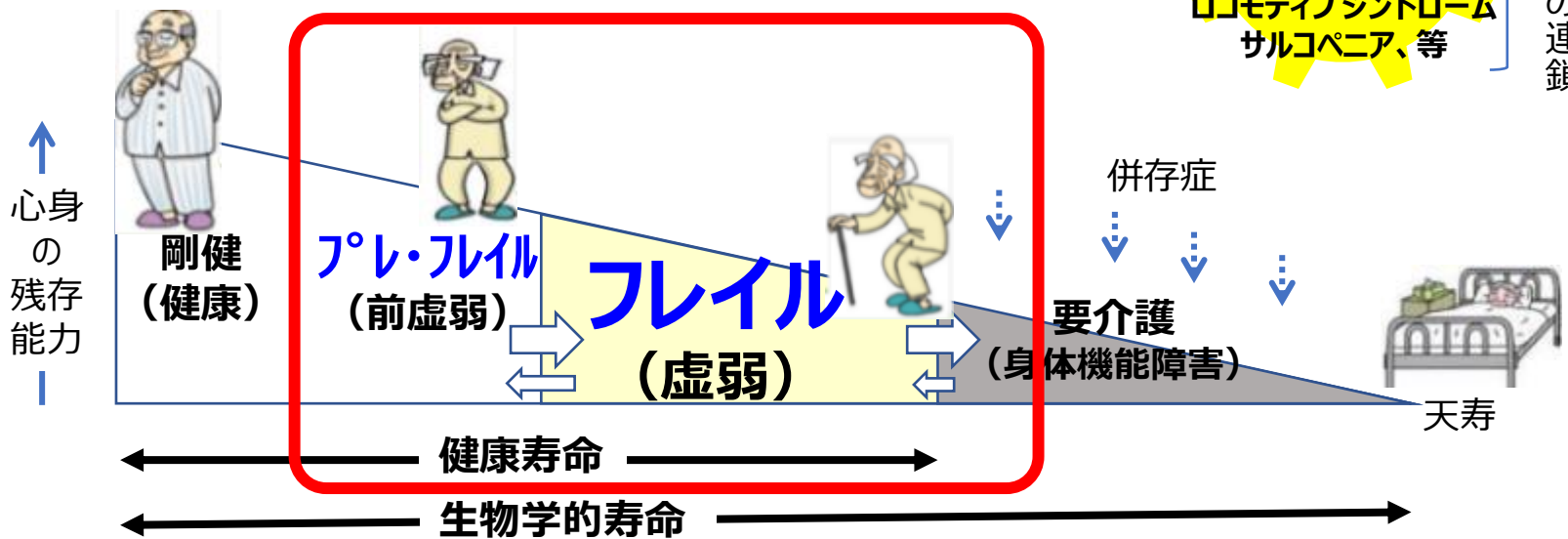
複数の要因が
絡み合っている



住民主体の「移動支援」の利用者像

フレイルの特性

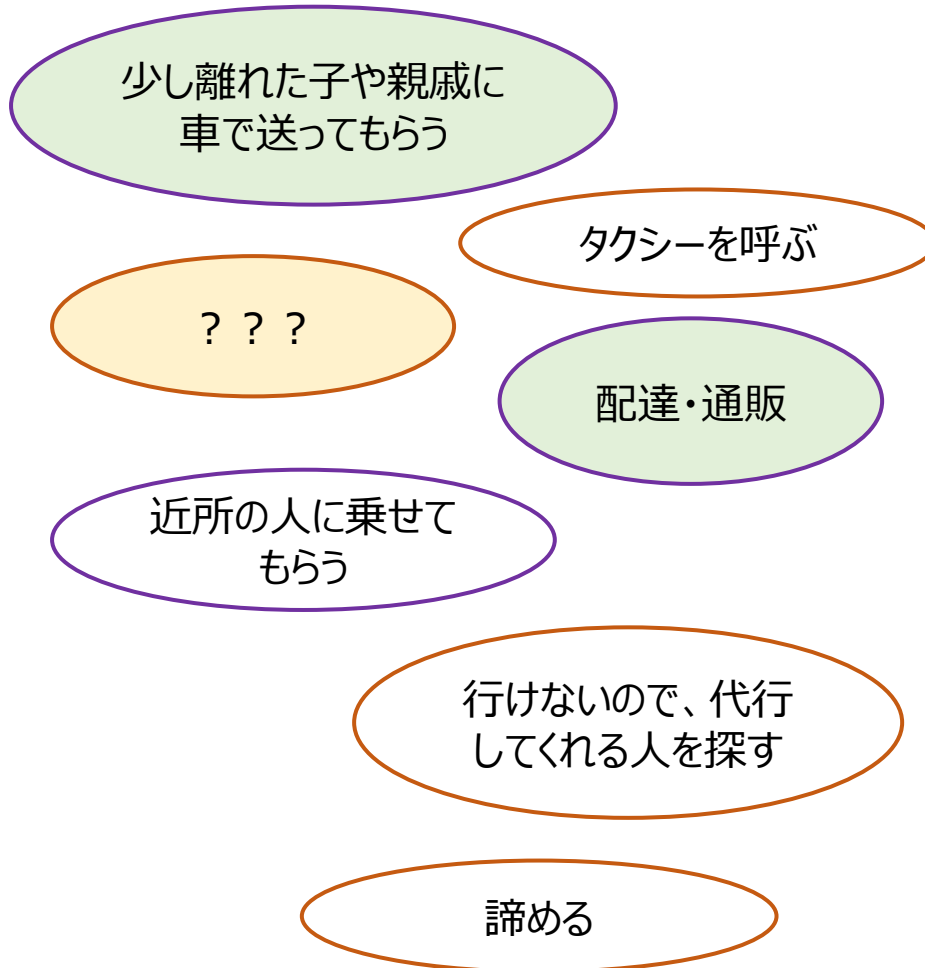
- ① **中間の時期** (⇒健康と要介護の中間)
- ② **多面的** (⇒色々な要素による負の連鎖)
- ③ **可逆性** (⇒様々な機能をまだ戻せる)



(東京大学高齢社会総合研究機構・飯島勝矢 作成 葛谷雅文. 日老医誌 46:279-285, 2009より引用改変)

色々組み合わせないと、暮らしは成り立たない

マイカーを利用できなくなったら、何があれば生活できる？



総合病院（月2回）

診療所（整形外科など）（週1）

畑仕事（隔日）

体操教室・趣味活動（週1）

入所中の家族の見舞い（週1）

食料品・日用品の買物（週1）

季節物の買物（年4回）

ちょっと●●まで・・・

2. 移動支援の「知る、つながる、うまれる」

地域づくり加速化事業のコンセプト②

1. 利用対象者や専門職等
2. 協力を得られる人・組織
3. 利害関係者
4. 相談先

伴走的支援を受けて…

市町村、市社協
 介護・医療
 産業・商業
 文化・観光
 住民・歴史
 その他

地域の今

つながる

知る

うまれる

あるべき姿

地域が
ひとつの
チームに！

1. 移動支援や生活支援
2. 支え合う地域の体制
3. 交通サービス？

1. 基礎知識
2. 考え方
3. 事例、新しい情報

1. 利用ニーズ、地域課題
2. 地域の組成や特徴
3. 交通サービス等、行政施策

介護予防、社会参加の促進、困りごと解消、
 地域とのつながりの維持
 ➔ 住み慣れた地域で、自分らしく暮らす

関係機
関・者

対話・連携

市町村

関係機
関・者

「知る、つながる、うまれる」こと

知る ①

1. 基礎知識
2. 考え方
3. 事例、新しい情報

1. 移動支援の手法
関係法令：道路運送法、地域支援事業等
事故への備え等
2. 移動支援の目的、必要性、機能や役割
移動支援の立ち上げプロセスの理解
3. 上記「1」を活用するための事例や情報

つながる

1. 利用対象者や専門職等
2. 協力を得られる人・組織
3. 利害関係者
4. 相談先

1. 利用対象者、家族、民生委員、ケアマネ等
2. 地縁組織、福祉・介護事業所、目的地の組織等
庁内の関係各課、運輸支局・運輸局
3. バス・タクシー事業者や業界団体
地域公共交通会議、等
4. 県や厚生局、全国移動ネットやその関係団体？

うまれる

1. 移動支援や生活支援
2. 支え合う地域の体制
3. 交通サービス？

1. 買い物送迎、通院支援、居場所送迎等
居場所づくり、小さな互助の関係作り等
2. 利用対象者を取り巻くつながりづくり
活動者を取り巻くつながりづくり
3. 交通再編、乗合タクシー導入、タクシー券等

「知る」助けになる情報源

知る ①

1. 移動支援の手法

関係法令: 道路運送法、地域支援事業等、事故への備え等

2. 移動支援の目的、必要性、機能や役割、移動支援の立ち上げプロセスの理解

「介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き」など

https://www.murc.jp/houkatsu_08/

地域づくり支援ハンドブック(令和4年度)

https://www.jmar.co.jp/2024/05/15/llgr5_10_handbook_supporter.pdf

高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001880928.pdf>

道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001891406.pdf>

※全国移動ネットのホームページ(調査研究ページやお知らせページ)

移動支援の創出に向けた最初の情報収集

知る②

1. 利用ニーズ、地域課題

2. 地域の組成や特徴、地域の資源

3. 交通サービス、行政施策、地

1-1. ニーズを把握する量的なデータ
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
介護予防把握事業で把握したデータ
地域公共交通計画や地域福祉計画等(策定前の調査)

1-2. ニーズを把握する質的なデータ
地域ケア会議(自立支援型ケア会議)
生活支援体制整備事業に基づく協議体
生活支援コーディネーターによる情報収集
生活支援サービスの実施団体等による会議等
民生委員や自治会等の要望等

2. 地縁組織の活動状況
生活支援サービスの有無、活動状況
キーパーソンの有無
拠点となる場所や組織の取組状況
キーパーソンの有無、サロン等の高齢者の社会参加の状況

3. 路線バス、コミュニティバス、デマンド交通、一般タクシー
の本数や台数、エリア、利用状況、利便性
総合事業、生活支援体制整備事業の実施状況
主な目的地と、その分布

3. 事例紹介：三原市におけるしくみづくり

「関係省庁の連携による中山間地域等における高齢者等の 移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業」報告書

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2025/05/houkatsu_08_250512_01.pdf

●三原市【人口】85,979 人【高齢化率】約36%【面積】471.51km²(令和7年9月末現在)



第2層協議体から生まれた取組

課題 公共交通が無く、移動の手段が限られる中で、自力で移動することが難しくなった人が、それまで参加していたサロン参加を諦めなければならない現状がある。



協議体に参加する介護事業所から送迎の提案あり

令和6年5月～ 試験的に運用を開始



※介護事業所は自身を地域の資源として捉え、無報酬(完全なボランティア)でも活動を続けたいとの意向を示している。



継続できる???他の地域でも可能???

2

北方地区「サロンなし輪」と福祉事業所「翼SA」との連携

サロン概要	
開催日時	毎月第4土曜日 10:00～13:00
活動場所	北方コミュニティーセンター 旧北方小学校
主な活動	体操 茶話会 各種イベント
参加人数	約40人



きっかけ

元々、サロンの支援者が送迎を担っていたが、お互いに気兼ねがあり、中にはサロンへの参加を諦める方もおられた。

利用者の負担感 ・「申し訳ない」「迷惑をかけたくない」など精神的な負担や遠慮。

支援者の負担感 ・送迎に対応するので、サロンの運営に関わる時間がない。
・支援が必要な人の送迎が不安。

➡**第三者の立場で送迎支援をしてくれる事業者はないだろうか**

- 校区の**地域福祉ネットワーク**で、「地域サロンの送迎に難しさがある」、「(事業所)デイサービス送迎者の空き時間に協力できるかも」等、具体的なやりとりから、連携が進んだ。

★話し合いのポイント

- ①移動が原因でサロンに来られなくなることを防ぎたい。
- ②介護保険サービスを利用するようになってもサロンに参加してもらいたい。

地域での交流を続けてほしい、続けたい

送迎支援の流れ

- | | | | |
|--------|-------------------------|---|--------|
| (事前準備) | ①送迎利用者の取りまとめ | } | 地域の役割 |
| | ②事業所に利用者情報の共有 | | |
| | ③利用者情報をもとにルートや運転者等、配車決定 | | |
| (当日) | ④事業所が運転者と車両を準備 | } | 事業所の役割 |
| | ⑤開始の時間に合わせて自宅→サロン会場へ送迎 | | |
| | ⑥終了の時間に合わせてサロン会場→自宅へ送迎 | | |

話し
合おう

ファミリーネット本郷 (第2層協議体)

2か月に1度、民生委員やボランティア、福祉専門機関が集まって地域の福祉課題について話し合っています。

会議の中で、「会場まで歩くのが難しくなっても、サロンに参加したい」という思いが共有されました。しかし、サロン支援者に送ってもらうことは遠慮があり、参加を諦める人もいました。

そこで、サロン開催日に送迎を応援してくれる取り組みが“あったらいいな”と、何度も話し合いが行われました。

やっ
みよう

介護サービス事業所 による送迎支援

話し合いの中で、ネットワーク会議のメンバーでもある翼介護サービスと協力して送迎の取り組みを始めることとなりました。

送迎支援が始まったことで、今までサロン参加を遠慮していた人も集まることになりました。



安心して、いきいきと 暮らせる地域へ

好評
です!

参加者からは「送迎を頼みやすくなって、気兼ねなくサロンに参加できる」と好評です。

翼介護サービスの住田さんは「事業所が地域の役に立ててうれしい。これからも、地域の人に喜んでもらえる事業所になりたい」と話しています。



三原市社会福祉協議会 社協だよりNo.79 (2025.1.1)号より

<送迎支援ができてよかったこと>

これまで参加を諦めていた人が来られるようになった
(サービス付き高齢者住宅に住んでいる人も参加)

継続性を高めるため、
補助制度を検討したい



介護保険制度における移動支援

住民が中心となって考え、実施する移動支援でめざすもの

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる

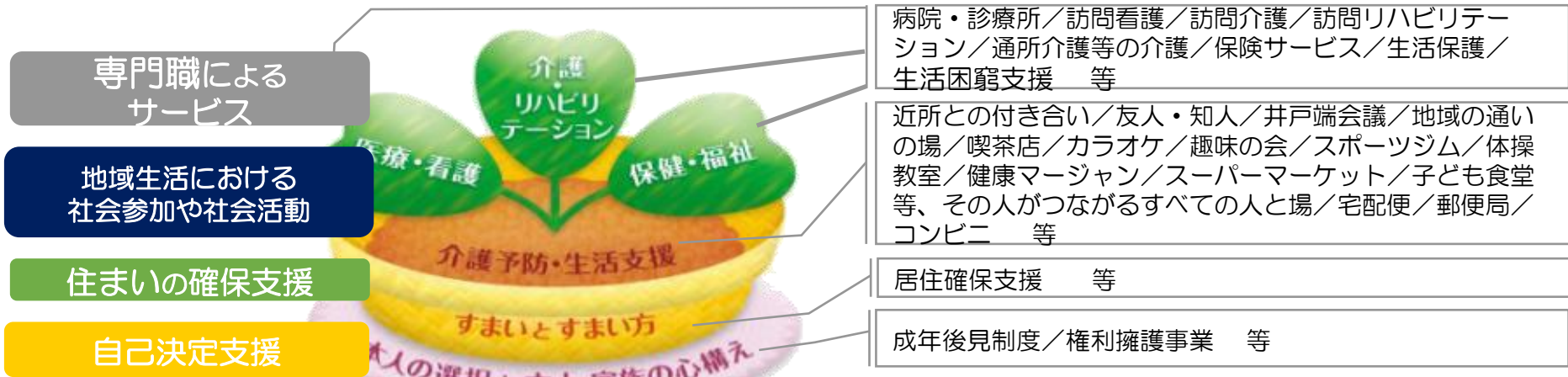


自分らしく暮らし続けるために、「移動」は欠かせない

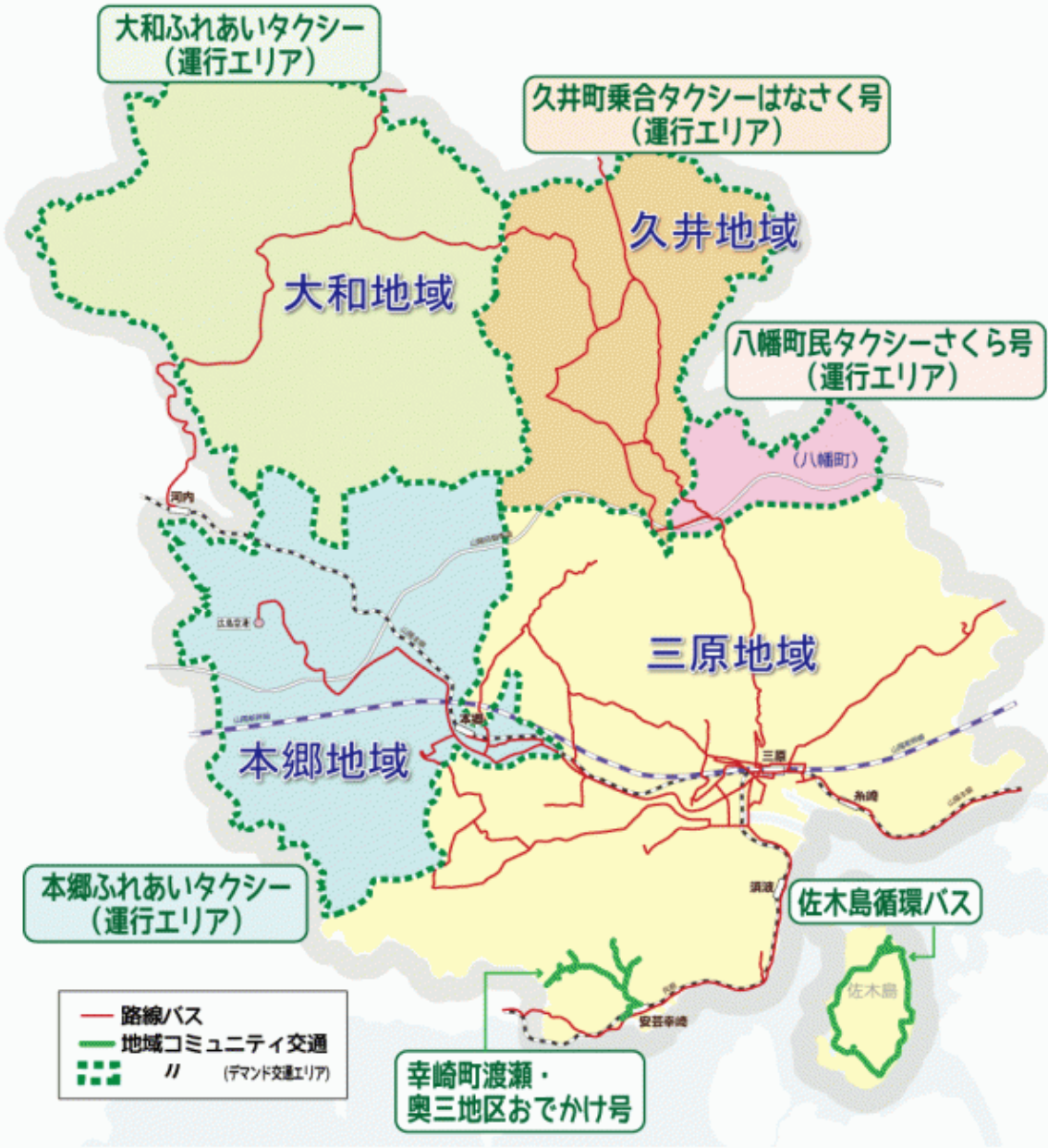
- ▶ サロン、趣味活動など集いの場への参加継続することにより介護予防、重度化防止につながる
- ▶ 買い物、通院などができると、生活の困りごとが解決される
- ▶ 要介護等の認定を受けても、医療・介護専門職だけでなく地域との関わりを維持できる

三原市保健福祉部高齢者福祉課 提供資料

<構成要素の具体例>



三原市内には路線バス4社のほか、6地域で地域コミュニティ交通が運行している



須波地域におけるコミュニティ交通
須波乗合タクシー さざなみ号 実証運行

自宅近く ~ 須波地区内の目的地 をつなぐ

「須波乗合タクシー さざなみ号」を、三原市が運行します。

●運行時間帯は原則として平日のみ実施し、須波地域の利用者と乗り合わせて自宅へ運行します。
●須波地区内での運行、自由に目的地を設定できます。
【ご注意】乗車人数の多い時期は、須波地区の須波まで乗継が必要となる場合があります。

【実証運行期間】令和7年2月18日(火)～3月27日(木)

運賃(1乗車) 300円

・子ども乗車、利用する乗車料金は無料
・支払いは「現金」のみです。
(乗車料金は乗車後にお支払いください)

乗車料金は乗車後にお支払いください
乗車料金は乗車後にお支払いください

さざなみ号 時刻表

便	運行時間帯	乗車料金は乗車後にお支払いください	乗車料金は乗車後にお支払いください
1	7:30	→ 須波地区内から須波	→ 須波地区内から須波
2	8:30	→ 須波地区内から須波	→ 須波地区内から須波
3	10:30	→ 須波地区内から須波	→ 須波地区内から須波
4	11:20	→ 須波地区内から須波	→ 須波地区内から須波
5	12:30	→ 須波地区内から須波	→ 須波地区内から須波
6	13:00	→ 須波地区内から須波	→ 須波地区内から須波
7	14:20	→ 須波地区内から須波	→ 須波地区内から須波
8	15:20	→ 須波地区内から須波	→ 須波地区内から須波

運行日
火・水・木
※平日日運行

予約電話: 0848-80-0118

デマンド型乗合タクシー
本郷ふれあいタクシー

自宅近く ~ 本郷町のまち中 をつなぐ
乗合タクシーを運行しています!

運賃(1乗車) 300円

・子ども乗車、利用する乗車料金は無料
・支払いは「現金」のみです。
(乗車料金は乗車後にお支払いください)

乗車料金は乗車後にお支払いください
乗車料金は乗車後にお支払いください

時刻表

行き	乗り
8:15	
8:00	
9:45	10:30
11:15	12:00
13:30	14:00
14:30	15:00
15:30	16:00

運行日
月・水・金
※祝日、12/29～1/3は運休

ご予約は 本郷ふれあいタクシー受付事務所
☎0848-85-0818

予約受付日 月曜日～金曜日(8日、12月29日～1月3日は除く)

受付時間 7時45分～16時

※キャンセル(予約の取り直し)は、必ず事前に連絡してください。
※日、便数のキャンセルは、乗車のおおむねに連絡ください。本運行時間にも変更をさせていただきますので、ご留意ください。
運営主体: 本郷町内会長連合会

三原市のR6年度（2024年度）の行動計画

中間目標	具体的な行動	実施者
1 介護保険法や道路運輸法など関連法律など、移動支援事業化に必要な知識を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ①庁内関係課、社会福祉協議会（生活支援体制整備事業受託事業者）とで勉強会を実施する。 ②疑問点を具体化し、解決する。 ③住民や事業者に対し、活動意識を高めるためのセミナーを開催する。 	高齢者福祉課 社会福祉課 生活環境課 生活支援コーディネーター
2 移動支援を実施するにあたって必要な要件を把握する	<ul style="list-style-type: none"> ①移動支援をすでに実施している団体にヒアリングを行う。 ②どのような体制で活動し、何にどの程度の経費がかかっているのかなど、具体的に聞き取る。 ③聞き取った内容を整理し、実施に向けてどのような支援が必要かを検討する。 	社会福祉課 高齢者福祉課 生活支援コーディネーター
移動支援実施に対する、地域の活動者の意向を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ①サロン送迎団体へのアンケートを実施し、現状と課題を把握する。 ②「地域ビジョン」で移動に課題を感じている地域組織にアンケートを実施し、移動支援実施の課題を把握する。 	高齢者福祉課

「関係省庁の連携による中山間地域等における高齢者等の移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業」報告書より

NPO法人 三原ダイヤサロン

三原ダイヤハイツ（沼田東町の住宅団地）の自治会が母体

* ふれあい交流の場

誰でもいつでも気軽に行けるサロン

2013年 ダイヤサロン設立

2019年 NPO法人化

* 助け合いの場

日常生活上の困りごと支援活動

2016年 オタスケマン活動(移動支援を含む)

* 見守りの場

・ミニデイ(介護予防の通所サービス(移動支援を含む))

・食堂(食事提供サービス)2020年ダイヤいきいきセンター設立

三原ダイヤハイツの位置



市の支援がなくても活動
してきた団体をどうみるか

三原ダイヤサロンによる「オタスケマン」の活動

支援メニュー	内容	謝礼
ゴミ出し	自宅からごみステーションまでの運搬	50円/回(可燃、不燃、資源) 100円/回(大型ゴミ)
買物・通院支援	近隣地区 三原駅周辺(往復22km)	100円/回(片道) 400円/回(片道)
庭木の手入れ	伐採、剪定などの作業	750円/時間・人
丹羽の草刈り	草刈り、草取り作業	//
掃除	庭、雨樋など掃除作業	//
電球交換など	部品の購入、交換作業	//
その他	話し相手、子供の見守りなど	//



- ・有料のほうが利用しやすいとの意見を受けて、謝礼方式を採用
- ・リーダー2名 一人作業(ゴミ出し、送迎)、チーム作業(庭木選定、草刈り他)
- ・オタスケマン登録者 40人(女性15、男性25)
送迎支援のオタスケマン 8名(女性2名、男性6名)

沼田東地区へと
広域化を模索

令和7年度から移動支援に対する補助制度を開始

■利用対象者

要支援1・2認定者、事業対象者、継続利用要介護者

※自分で行きたい場所へ行くことや外出が困難な人に対する支援であること

※対象者の支援を目的とした活動であれば、対象者以外の方が利用していても補助可能

■補助対象団体

①住民組織

町内会、ボランティア活動団体、地域の有志

②住民の活動を支援する団体

特定非営利団体、共同労働組合、社会福祉法人、介護サービス事業者

③協議体が適当と認めた団体、その他、市長が適当と認める法人若しくは団体

※いずれも、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターとの連携は必要 4

課題意識のある人や組織の話
を聞きつつ、
アドバイザーにも
相談。

利用対象者の把握

(送迎利用者に要支援者、事業対象者が含まれているか)



地域包括支援センターとの連携

要支援者が含まれている

要支援者が含まれていない



要支援者のケアプランに
移動支援の利用を追記



利用者の中からフレイル状態にある人を把握し、**事業対象者として認定**を受ける



想定している送迎①

例)通いの場への送迎(サロン)



サロン

移動支援の実施主体

コーディネート役への人件費、
ドライバーへのボランティア奨励金を支払うことが可能。
※①～④の例すべてに共通

②送迎申し込み



送迎利用者

- ①送迎希望者取りまとめ
- ③送迎ルート作成
- ④送迎時間の連絡
- ⑤送迎実施

ガソリン代等の実費相当分、
送迎に対する任意の謝礼金を支払うことが可能。
※①～④の例すべてに共通

保険、会則づくり、
市との連絡調整など、
何でも一緒に考えます



想定している送迎②

例)通いの場への送迎(サロン)



サロン



福祉事業所

移動支援の実施主体

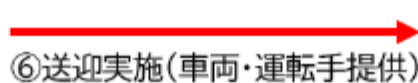
③送迎利用者の連絡

②送迎申し込み

④送迎ルート作成・連絡

①送迎希望者取りまとめ

⑤送迎時間の連絡



送迎利用者

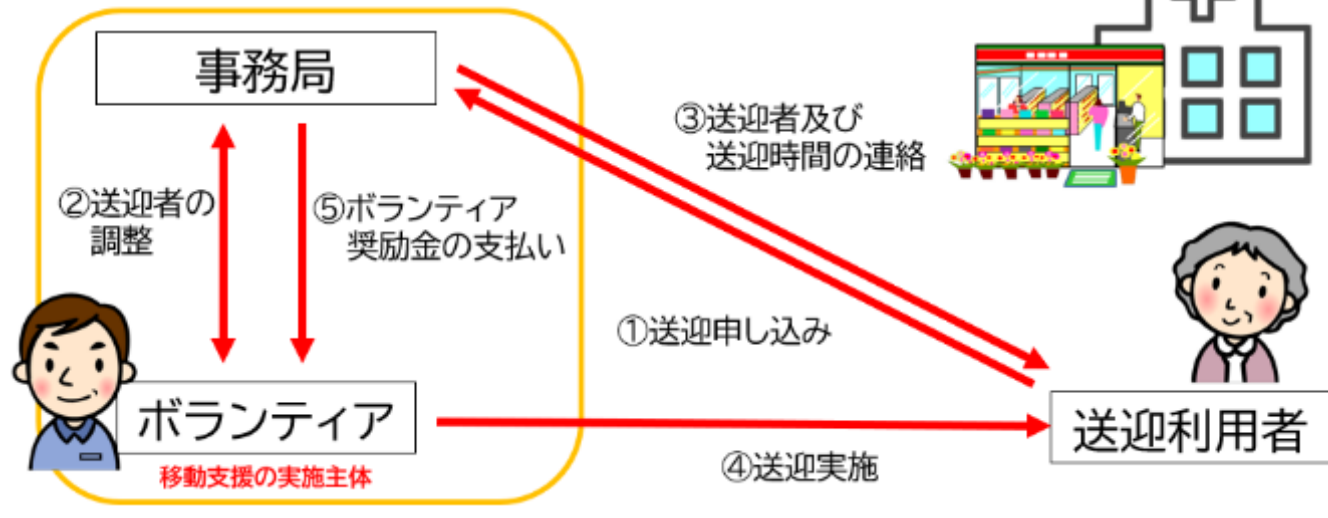
⑥送迎実施(車両・運転手提供)

三原市保健福祉部
高齢者福祉課 提供
資料



想定している送迎③

例)生活支援送迎

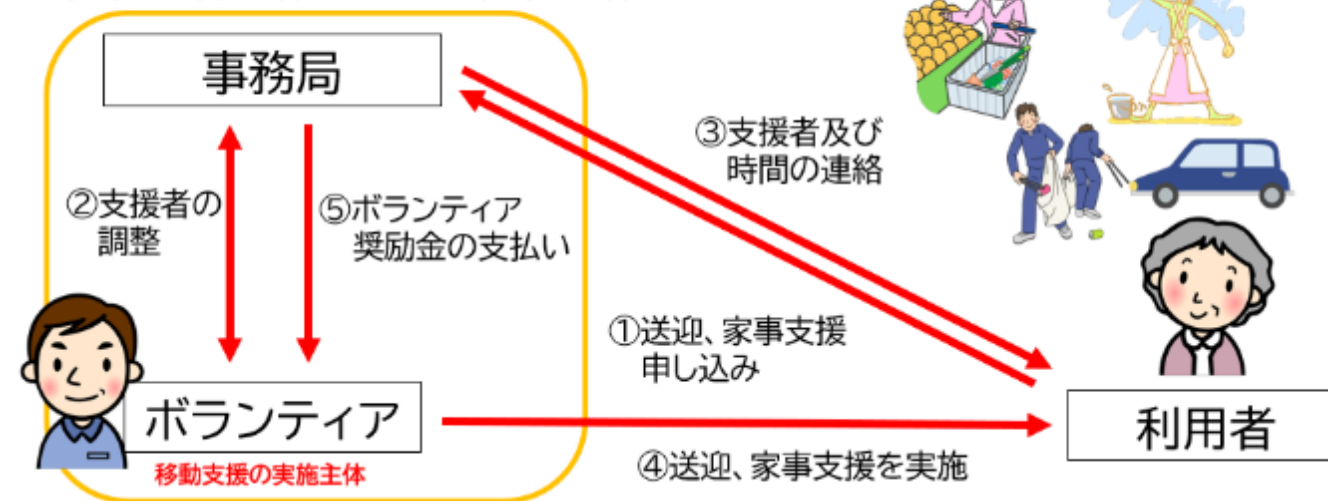


市の交通担当と
相談し、地域の
話を聞いて、方
針を立てました



想定している送迎④

例)生活支援送迎+家事支援



三原市保健福祉部
高齢者福祉課 提供
資料 22



補助要綱の概要

第6条 補助対象経費(移動支援に関するもの)

人件費	報酬、給料、賃金、共済費等(但し、サービスの利用調整に係るものに限る)
報償費	講師謝礼、ボランティア奨励金等※
研修費	研修会受講料等
需用費	消耗品費、印刷製本費、燃料費等
役務費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費等
使用料及び賃借料	自動車借上料等
備品購入費	備品(2万円以上の物品)の購入費等

※ボランティア奨励金：広島県最低賃金の4/5を上限とする
(1995年労働省職業安定局が示した目安を参考)

第7条 補助金の額

サービス・活動類型	補助上限額	
	訪問型(生活支援)	週4日未満
移動支援	50万円/年	100万円/年

R7年10月時点の交付状況

- ・本郷町北方 サロン送迎 約15万円
- ・三原市旭町・古浜 サロン送迎 約23万円
- ・大和町上徳良 サロン送迎 約45万円

補助制度というツールを
持って地域に出てみると、
色々反応がある

4. 事例紹介：国東市の居場所づくりと移動支援

国東市内支え合い活動 10地区(※市内全16地区) 4行政区

第1層：国東全域(1ヶ所) 約25,000人
 【※寄ろう会(え)：年3回開催 1ヶ所】

第2層：旧町 (4ヶ所) 約3,000～9,000人
 【※語ろう会(え)：年1～2回開催
 国見、国東、武蔵圏域 3ヶ所】

第3層：旧小学校区(16ヶ所) 約400～4,000人 拠点：地区公民館
 【※生活支援(カフェ、ミニデイ)・協議体 10ヶ所】

第4層：行政区(130ヶ所) 約10～600人
 【※週一体操(37ヶ所)：目的 運動機能向上】
 【※サロン(162ヶ所)：目的 閉じこもり予防】

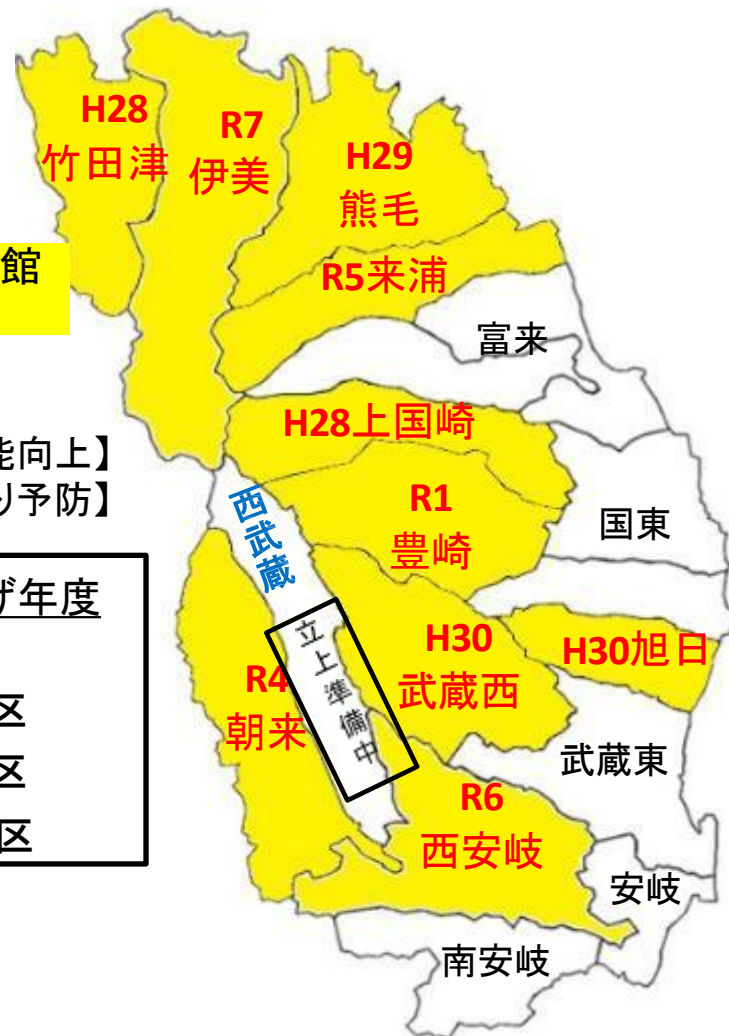
地区公民館単位：立上げ年度

- H28：国東町上国崎
国見町竹田津
- H29：国見町熊毛
- H30：国東町旭日
武蔵町武蔵西
- R1：国東町豊崎
- R4：安岐町朝来
- R5：国東町来浦
- R6：安岐町西安岐
- R7：国見町伊美

行政区(自治会)単位：立上げ年度

- R3：国東町富来地区松原区
安岐町西武蔵地区富永区
安岐町南安岐地区大添区
- R5：国東町国東地区今在家区

【令和7年8月末現在】



地域の立上げ組織（リーダー、発起人）ご紹介

1. 地区公民館

（部会から活動立上げ）



2. 区長会

（各行政区から役員人選、活動立上げ）



3. 有志の会

（講演会、勉強会参加者から組織設立）



4. 既存組織

（地区社協、活性協から活動立上げ）



5. 民生委員

（地区の課題を共有し、活動立上げ）



国東市社会福祉協議会に委託・配置

第1層生活支援コーディネーター 1名
第2層生活支援コーディネーター 3名
第3層生活支援コーディネーター 2名

【形態：居場所送迎 車両：マイカー 運転：有償ボランティア(一般介護予防事業)】

●1. 地域情報 (R7.4/1現在)

人口：1,976人 高齢化率：41.1% 行政区数：15区
単位老人クラブ数：平成28年度16から 令和7年度には1へ減少。

●2. 活動の背景

地区の民生委員全8名が、地域課題に直面する中で試行錯誤を繰り返して会を発足 (R6.7/19)

●3. 活動のキッカケ

- ①市の日常生活圏域ニーズ調査結果から、地域課題を把握 (R6.6/21)
- ②地域課題を基に、「くらしを考える勉強会」を企画開始 (R6.7/30)
- ③勉強会テーマは、「居場所・食事・移動」8講座13.5時間
- ④月1回の勉強会を継続する中で、仲間づくりに成功

●4. 活動内容

- ①居場所：カフェ (月4回 第1～4金 13～15時)
- ②居場所：送迎付き食事会 (月2回 第2.4金 10～13時)
- ※安全運転者講習会開催 (R7.6/6)、送迎開始 (R7.6/13)

●5. 地域の理解必要性

- ①全戸訪問ニーズ調査を実施。住民調査員54名で、全800世帯 (R7.8/1～9/18)
- ②全戸訪問ニーズ調査分析報告会を開催 (R7.10/29) ※県・市・社協支援



「竹田津くらしのサポートセンターかもめ」(大分県国東市) H28 ~

竹田津地区公民館を拠点に、1～5を実施。
1～4の送迎を実施。

2017年に、カフェ&送迎からスタートし、ニーズに応じて展開



1 カフェ (週1回、13～15時)

2 送迎付き食事会 (月2回)

3 送迎付きサテライトカフェ (月4回)

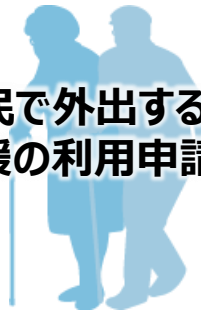
4 買い物支援 (2での出張販売 ※商工業者4社との連携)

5 「ちょい加勢」(生活支援)



送迎：無料
ちょい加勢：
30分
300円

対象者：地区住民で外出するのが困難と判断、
送迎及び外出支援の利用申請をされた方
2017年1月開始



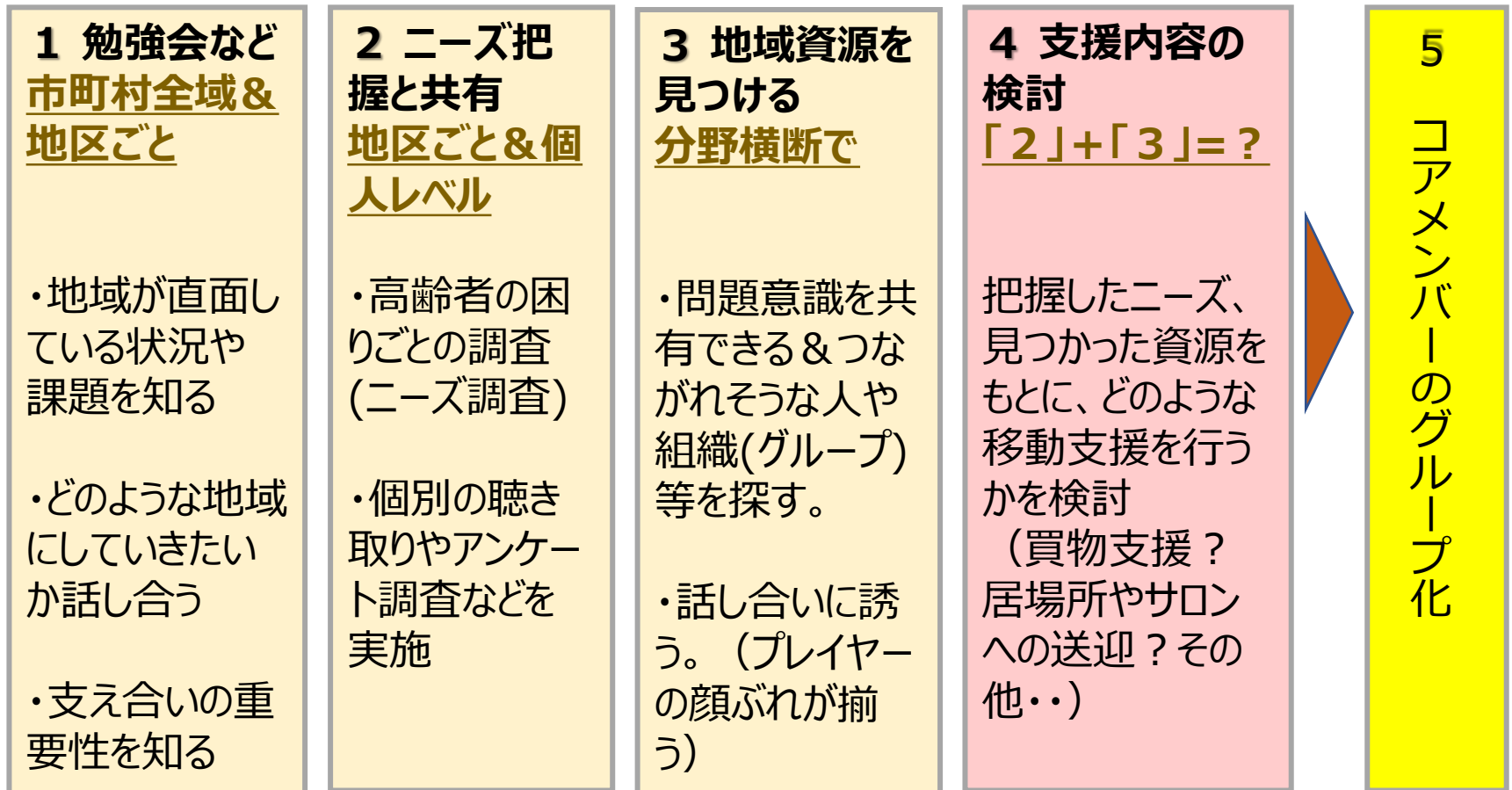
コロナ禍、サテライトカフェ、
交通施策の変化、自治組
織の再編など変化を重ね
ている

補助

一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業) 1カ月上限15万円
ちょい加勢は、2021年度から訪問Bの補助が適用になった

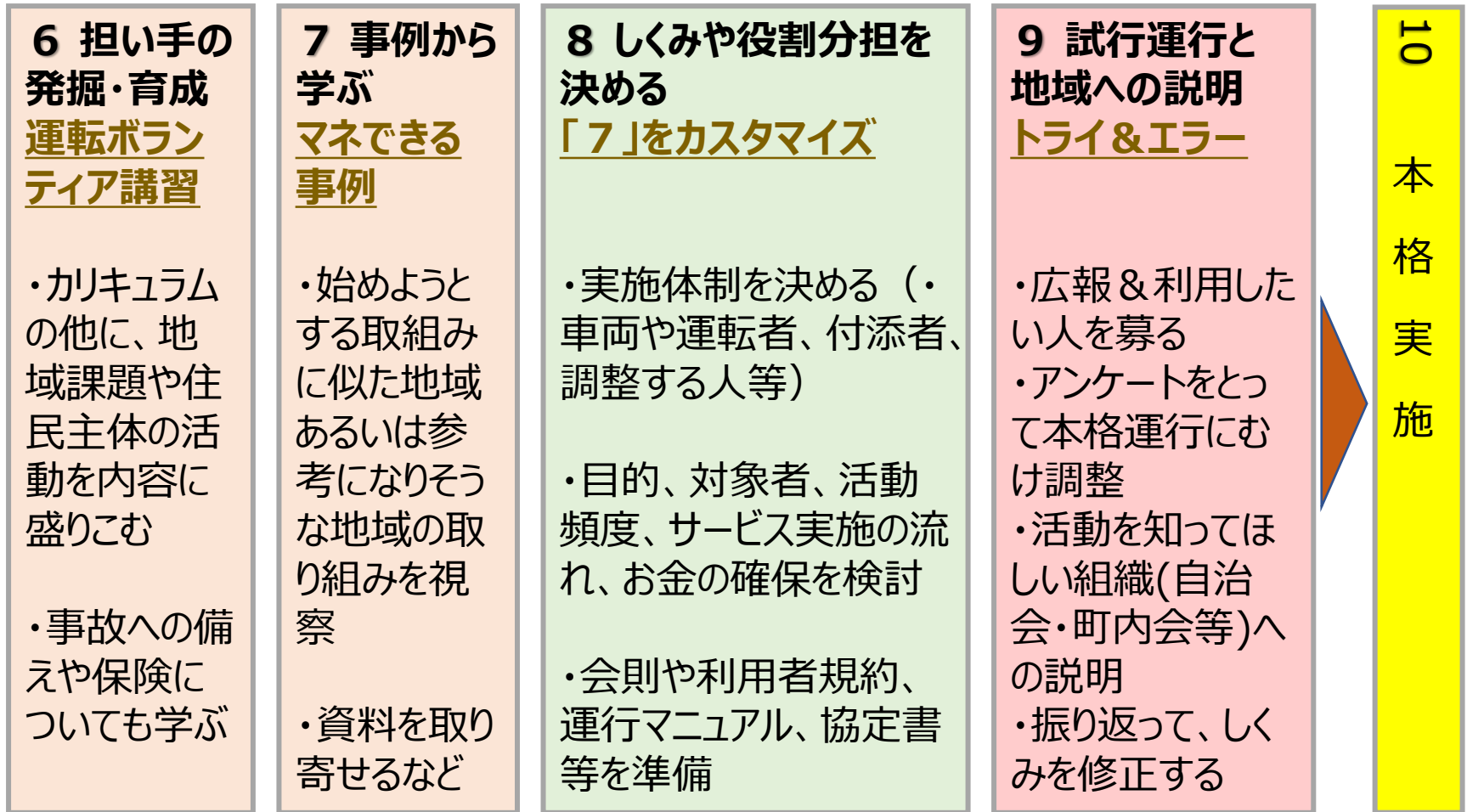
5. 住民主体の移動支援の立上げプロセス

住民主体の移動支援の創出の流れ（例）



協議体や活動団体での話し合い・誰でも参加 → → 熱意のあるメンバー発見

住民主体の移動支援の創出の流れ（例）



熱意のあるメンバー＋サービスの担い手



関係団体や住民

(1) 移動支援がなぜ必要なのか話してみよう

誰と？

通いの場まで
歩いて行けない

坂が多いので
買物の荷物を
持って登れ
ない

バスの本数が少ないので
通院は一日仕事

通院以外は頼め
る人がいない

最近、誰とも話を
していない

近所のスーパーが閉
店してから買い物が
大変

食事は、お惣菜を買っ
て済ませることが多い

免許返納したら、こ
の町では暮らしてい
けない

一方で…

- ・家族が送り迎えしているから大丈夫
- ・マイカーがないと生活できないから免許返納はしない
- ・まださほど困っていない
- ・それは役所の仕事でしょ！

<具体化の手法や考え方>

- ・交通サービスの活用や見直しについて、課題設定が可能か。
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等のデータから地域の高齢者を見る。
- ・専門職、民生委員、サロン等を対象としたアンケート調査で個別課題を把握する。

(2) 困りごとを「見える化」「共有」する

誰と？

◎近所の困っている人を「手助けできること」を教えてください。
(あなたの家族の中に、近所の人を手助けできるという方が
できることも一緒に○をつけて下さい)

(あてはまることがあれば、いくつでも)

手助けできること
① 見守りや声かけ（安否確認）、日常の話し相手
② 将棋、碁等のゲームの相手
③ ゴミ出し
④ ちょっとした手助け（電球の交換や家具移動など）
⑤ 家電製品の設置
⑥ 草むしりや庭掃除
⑦ 庭木の剪定
⑧ 室内の掃除や洗濯
⑨ 買い物のお送りや代行
⑩ 通院のお送りや付き添い
⑪ 惣菜のおすそ分け（食事のしたく）
⑫ その他（ ）
⑬ 特に無し

ご協力ありがとうございました。

市役所高齢課 生活支援コーディネーター

◎今困っていて、「現在誰かに手伝って欲しいこと」を教えてください。
(あてはまることがあれば、いくつでも○をつけてください。)

現在誰かに手伝って欲しいこと	当てはまることに ○を付けて下さい
① 見守りや声かけ（安否確認）、日常の話し相手	
② 将棋、碁等のゲームの相手	
③ ゴミ出し	
④ ちょっとした手助け（電球の交換や家具移動など）	
⑤ 家電製品の設置	
⑥ 草むしりや庭掃除	
⑦ 庭木の剪定	
⑧ 室内の掃除や洗濯	
⑨ 買い物のお送りや代行	
⑩ 通院のお送りや付き添い	
⑪ 惣菜のおすそ分け（食事のしたく）	
⑫ その他（ ）	
⑬ 特に無し	

<裏面もありますので、よろしく願いたします>

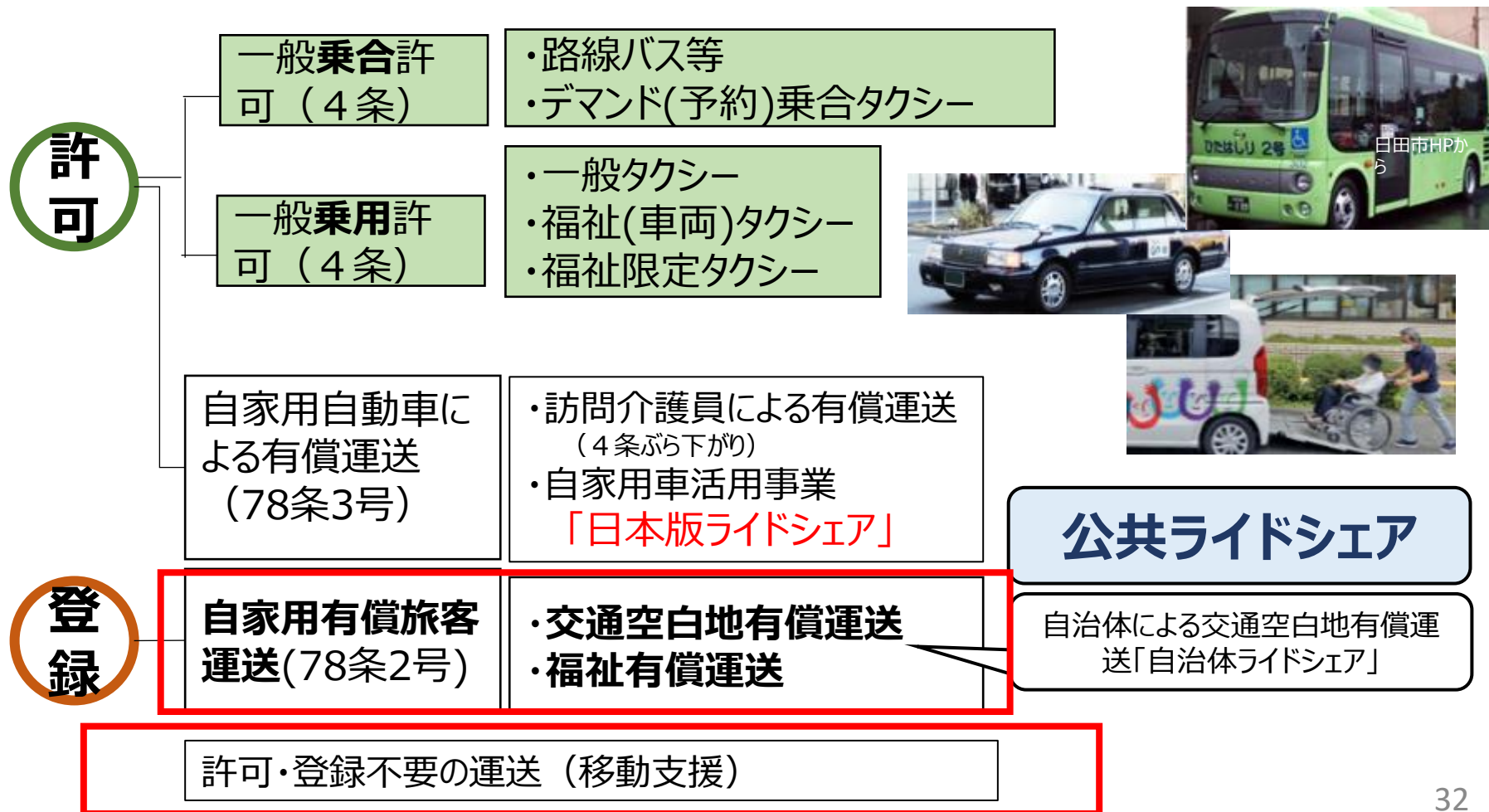
資料提供：栃木県さくら市高齢課

<住民向けアンケートで意識したいこと>

- ・アンケート調査の実施は、仲間づくりのはじめの一步
- ・地区住民を対象としたアンケートは記名式で、“すぐに利用したい”人は何人？
- ・通院と買い物ができれば、くらしの困りごとは解決？

(3) 受け取れるお金、渡していいお金を理解する

地域の移動・外出を支える交通手段と道路運送法



「高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット」(2025年3月)

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001880928.pdf>



許可・登録を要しない運送の検討

ちよつとの範囲で 移動支援サービスができればいいんだけど・・・

有償での運送サービスの利用が難しい場合、地域の移動ニーズに対応するためには、ボランティアや地域の助け合いといった活動の力を借りて、地域の足を確保することも考えられます。

日常の買い物や自宅と病院の間の移動など、移動ニーズに対応して「道路運送法上の許可・登録を要しない運送」という形で、自家用車（白ナンバー）を使って高齢者等を運送するサービスを実施することができます。

公共ライドシェアは有料なのよね
じゃあ許可・登録を要しない
運送って無料なの？



道路運送法上の「許可・登録を要しない運送」について

「（前略）高齢社会や共働きの進展、地域へのさまざまな観光客の来訪などを考慮すると、地域での互助活動・ボランティア活動による運送、自家使用の自動車による運送等にも一定の役割を持たせないと社会・経済活動の維持が困難になることも現実である」

「地域における移動資源の確保がかなり困難になっているなかで、道路運送法における許可又は登録を要しない運送についても、公共交通機関や自家用有償旅客運送の果たす役割を補完することが重要であることから、改めて下記のとおり整理した」

「このガイドラインの運用にあたっては、無償運送行為が本来は自由に行えるものであり、一般の方々が「許可又は登録」をせずに行える運送行為を安心して行えるよう記述したものであることを理解しておく必要がある。」

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて（令和6年3月1日物流・自動車局旅客課）」より抜粋

目次

交通の制度について

地域における移動手段を確保するために	1
「福祉」と「交通」の協力へ向けて	3
公共ライドシェアとは	5
許可・登録を要しない運送の検討	7
「有償」に該当しない場合とは	9
運送に関連して金銭授受が行われる場合の取扱い	12

地域交通のリデザイン

公共ライドシェアの制度の見直し	16
福祉としての輸送手段を地域交通にも活用している事例	17
福祉×交通の事例に活用できる予算	17
<参考> 様々な移動の足の確保の方法	19
交通事業者が協力できること	20

福祉の制度について

なるほど！介護保険制度と移動支援サービス	21
詳しく！対象者以外が利用する場合の考え方	25

運送主体別事業モデルチャート	27
----------------	----

事業モデル（許可・登録が必要）

許可・登録モデル 1【NPOなどによる運送】	29
許可・登録モデル 2【市町村による運送】	31
許可・登録モデル 3【4条ぶら下がり】	33

事業モデル（許可・登録が不要）

許可・登録不要モデル 1【実費相当モデル】	35
許可・登録不要モデル 2【生活支援モデル】	36
許可・登録不要モデル 3【会費モデル】	37
許可・登録不要モデル 4【施設送迎モデル】	38
許可・登録不要モデル 5【補助金・寄付モデル】	39
許可・登録不要モデル 6【運転委託モデル】	40

理解を深めるために

<参考> 地域交通に関する関連サイト	42
許可・登録を要しない運送のQ&A	43
安全の確保について	45
用語集	47

- 許可・登録不要モデル1（実費相当モデル）
- 許可・登録不要モデル2（生活支援モデル）
- 許可・登録不要モデル3（会費モデル）
- 許可・登録不要モデル4（施設送迎モデル）
- 許可・登録不要モデル5（補助金・寄付モデル）
- 許可・登録不要モデル6（運転委託モデル）

4) 介護サービス事業所等による送迎の委託に係る取扱い

介護サービス事業所等が単独で交通事業者に委託することに加え、運営法人が同一であるか否かに関わらず、複数の介護サービス事業所等が共同で、それぞれの送迎業務を一括して交通事業者へ委託しても、①事業者間で、同乗にかかる条件（費用負担や責任の所在等）を明確にし、②送迎範囲が利用者の利便性を損なうことのない範囲であり、かつ、各事業所の通常の事業実施の範囲内であることを満たせば、介護報酬及び障害福祉サービスに係る給付の支給対象となり、介護報酬については送迎減算が適用されず、障害福祉サービスに係る給付については送迎加算の対象となります。

6) 介護保険法等に基づく移動支援等に係る道路運送法の取扱い

移動支援等については、法制度上、運送サービスに対する報酬が支払われていないと扱われるものは、有償の運送に該当せず、道路運送法上の許可・登録は不要です。

(1) 訪問介護等における運送

- ・乗降介助が介護報酬の対象となっている場合でも運送は介護報酬の対象外であり、利用者から運送の反対給付として金銭を収受しない場合は許可・登録は不要です。
- ・障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び地域生活支援事業の移動支援事業において運送を行うことがある場合についても同様です。

許可・登録不要モデル 2 【生活支援モデル】 (生活支援サービスの一環として運送サービスを実施)

R6.3.1「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」
II.1.(2)反対給付が「運送」に対するものではない場合③生活支援サービスなどとの一体運送

生活支援サービスの一環として、運送を行うケースについて解説します。

モデル



事例

会費と利用料で助け合いの会を運営

- 団地の住民が助け合いの会 L を結成し、ひとり暮らし等の高齢者の困りごとに対応する助け合い活動において運送サービスも実施。
- 会員は登録した団地住民。
- 年会費1000円。利用料は30分300円（生活支援など一律）。
- 利用者は、利用料のほかに燃料費などの「実費」を負担。
- 運転者はボランティア。
- ボランティアの持ち込み車両等を使用。
- 利用者負担以外の収入はなし。

ポイント

基本は通院等の付き添いや家事支援です。実態が目的地への運送のみである場合には、許可又は登録が必要です。ただし、利用料が実費の範囲内であれば、許可・登録は不要です。

市町村から、L が行うサービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費やボランティアに対する奨励金など）について総合事業の補助を受けることも可能です。



➡ 生活支援サービスとの一体運送は・・・

- ゴミ出し、電球交換などと付添・同行支援は同じ金額設定でなくてもOK
- 買い物同行や通院の付添が目的であれば、受け取るお金は運送の対価には当たらない。
- 「利用者の自宅から目的地までの移動時間」も対象に含めて問題ない。

例えば・・・

= 片道であっても、付添・同行が行われれば、許可・登録は不要(室内は付添が必要ない場合など)。付添・同行の時間より運送の時間が長くても、許可・登録は不要(目的地が遠い場合など)

※「目的地への運送のみ」になっていないこと

子供の送り届けと考え方は同じ



許可・登録不要モデル 5 【補助金・寄付モデル】 (第三者からの給付の取扱い)

R6.3.1「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」
Ⅱ.3.第三者からの給付の取扱い

利用者が実際の運行に要した燃料代、保険料、車両借料等の**実費のみ負担し、その他の費用は自治体からの補助金等を活用して運送サービスを行う**ケースについて解説します。運営主体は様々です。

モデル



事例

利用者が「実費」を負担 自治体が補助金を拠出

- NPOHが、運送サービスを提供。
- 利用者は、実際の運行に要した燃料代や保険料、車両借料等の「実費」を負担。
- 上記の利用者の実費負担を超える費用は、自治体からの補助金などで賄う。
- 運転者はHの職員またはボランティア。

ポイント

- 市町村から、団体の運営に係る補助を受け取ることは可能であり、その補助を運転手に対する人件費に充当することも可能です。
- 運転ボランティアが持ち込む所有車両を使用することも可能です。



許可・登録不要モデル6【運転委託モデル】

(運転役務の提供)

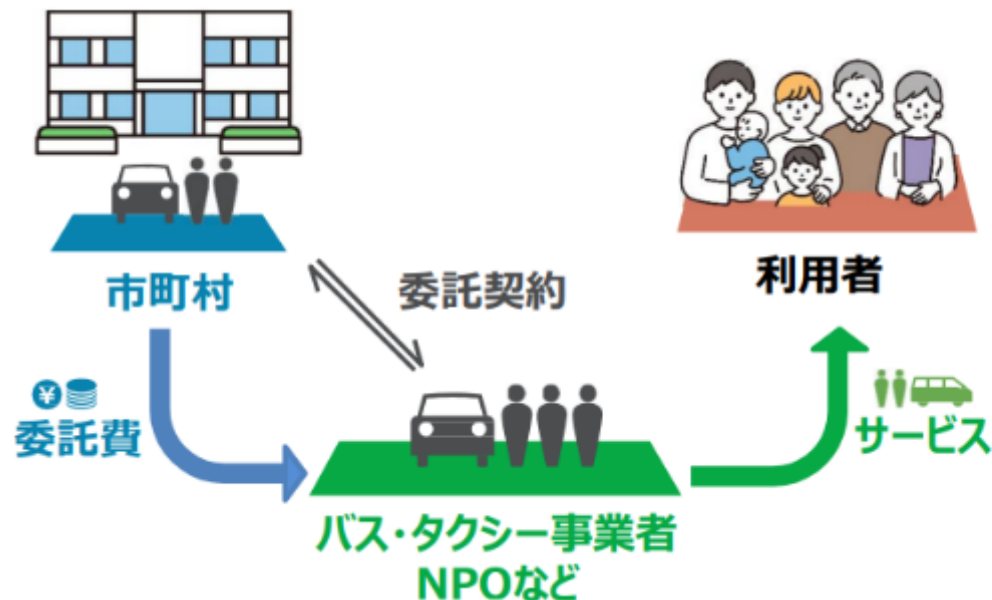
R6.3.1「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」

Ⅲ.1.運転役務の提供について報酬が支払われた場合

利用者が一切負担しない形式で、市町村が主体となって、コミュニティバス運送や乗合運送を運行するケースについて解説します。

この場合、市町村は道路運送法上の許可・登録を受けることなくサービスの提供が可能です。

モデル



事例

市町村が全額負担し運行

- 車両は、F市が使用権原を有する車両（市の所有車、リース車両等）を使用。
- 運行時の責任はF市が負う。

ポイント

運転業務はNPO法人等に委託することも可能です。その場合は、運転者の人件費を含め必要な費用は委託費として、F市がすべて負担します。運行時の責任はF市がすべて負います。

※役務提供の態様等によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業とみなされることもあります。



サービス・活動事業を補助でなく委託で行うことは可能？

P21「なるほど！介護保険サービスと移動支援サービス」

- ✓ 住民主体の訪問型サービス及び通所型サービスは補助による実施が一般的ですが、サービス・活動Aとして運行管理や運転業務を委託して実施することも可能です。
- ✓ 委託の場合は、市町村が事業の実施主体となり、仕様書・契約書の内容に基づき、市町村から団体等に対して運行管理や運転業務の委託費を支払います。
- ✓ 人件費を含めて実施にかかる費用全額を市町村が委託費として団体等に支払う「委託契約」に基づき実施することが可能です。

受け取れるお金 & 渡せるお金の関係

～許可・登録を要しない運送で行うとき～

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001891406.pdf>

利用者から**団体**が収受できるもの

- 自発的な謝金や寄付
- **ガソリン代実費**・道路通行料・駐車料金・**保険料**・**車両借料**
- **付添にかかわる人件費**
 - ・運送費用は×
- **生活支援サービスの利用料**
- **利用調整に係る人件費**
(運転者に還流しない)
- **専用車両の車両維持費**

団体が**運転ボランティア**に供与できるもの

- **人件費** (運転役務等に係る報酬を含む)
- ガソリン代実費
- 車両提供に係る費用
(自動車保険料等)

何を支給してもOK

自治体が**団体**や**ボランティア**に支援できること

- **補助金**の拠出 (**ボランティア奨励金**等)
- 介護予防**ボランティアポイント**の付与
- 車両の提供 (リース料を含む)
- 維持費 (自動車税、車検、駐車場代等)
- 自動車保険など各種保険料

運転者の人件費が含まれてもOK

(4) 仲間を増やす支援 ～運転ボランティア養成講座～

- 安心して活動するために
- 仲間を増やすために
- 地域で知ってもらうために

市が主催する講習が増加中

➡自動車学校にて運転実技を受講 + 社会福祉協議会による座学講習

➡運転ボランティア養成講座を大臣認定講習機関が出張開催



時間	形式	科目名	講師
12:40～		受付開始	
13:00～13:05		開会挨拶 (趣旨説明)	大分県 & 佐伯市
13:05～13:15		自己紹介	
13:15～13:30	講義	地域支え合い型移動支援の意義	全国移動ネット登録講師
13:30～14:10	講義	移動サービスの運転に必要な知識と心構え(利用者理解等含む)	全国移動ネット登録講師
14:10～14:15		休憩	
14:15～15:05	講義	リスクへの備えと対応	全国移動ネット登録講師
15:05～15:10		休憩	
15:10～17:10	演習	①運転実技 ②乗降時の介助等	全国移動ネット登録講師 2名
17:10～17:20		講評	
17:20～17:30		修了式	

でも、担い手や参加者がいない

住民&●●の協働を大事に

- 社会福祉法人、医療法人
- 交通事業者（交通施策）
- 介護事業所
- 自動車販売店、カーシェアリング
- スーパー、ショッピングセンター
- 料亭、葬儀社、温浴施設 等

小さく生んで育てよう

- ▼今までやってきたことを、安心して取り組めるように
- ▼参加しやすい仕掛けを
- ▼参加のすそ野を広げる
- ▼見えてきた課題を発信して、バトンタッチする地域も。

多分野連携（地域自主組織や集落支援員などの総務省の施策、移住者、農村RMOなど、地域の組織再編で人材が見つかる場合も！

具体的に、不安や難しい部分を取り除いていくこと。保険、先行事例、講習が効果的。事務局機能を軽くすることも！

基本は「できる人が できるときに できることをする」

(5) 保険 ～事故への備え～

色々な自動車保険

1. 年間で団体が個人や団体から車両を借り受ける保険

●損保ジャパン「移動支援サービス専用自動車保険」(1年契約)

●東京海上日動火災「移動サービス専用自動車保険」(1年契約)

●あいおいニッセイ同和損保「移動支援サービス向け自動車保険(優先補償方式)」

2. 一日だけ個人から車両を借り受ける保険

- ・あいおいニッセイ同和損保「ワンデーサポーター」
- ・東京海上日動火災保険「ちょいのり保険」
- ・損保ジャパン「乗るピタ」
- ・三井住友海上火災「1DAY保険」

1. 対人賠償責任保険
2. 対物賠償責任保険
3. 車両保険

2024年度は、
新規受付を中
止している

「自動車保険等級ダウン補償特約」は、
あいおいニッセイ同和損保の
「NPO総合補償プラン」

保険の種目はこれが基本。これ
を使うと、翌年度から3年間、
等級ダウンし保険料が上がる

活動に関する保険

●活動する人を守る保険商品

- ・ボランティア活動保険(全国社会福祉協議会) ←これは個人で加入可

↑無償ボランティアの場合

- ・〇〇市 市民活動保険(自治体が市民活動に用意している保険)

- ・福祉サービス総合補償(全国社会福祉協議会)

↑有償ボランティアの場合

➡マイカーボランティア対象の保険商品

全社協「送迎サービス補償」 Aプラン（利用者用）とBプラン（乗車中の人）

（搭乗者保険＝お見舞金と考えて）

注：いくつかの都道府県・政令市では全国社会福祉協議会の保険には入れません。

➡実際は、乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い

全社協「ボランティア活動保険」（無償の場合）「福祉サービス総合補償」（有償の場合）

➡民間の保険商品、行事用保険、自治会用の保険など

傷害保険

活動者のケガを補償



賠償責任保険

他人にケガをさせたり
他人のものを壊したり
した際の賠償に対応

(6) 交通事業者との調整

自治体（交通担当）の悩み

- A) 一般タクシーやデマンド交通があっても、高齢者の困りごとが多く聞かれる。高齢者の外出機会が増え、介護予防に繋がるなら、住民主体の取組は必要だが、タクシー事業者からは、反対されている。**小地域(一部地域だけ)で考えていけばいいのか。**
- B) デマンド交通はバスとタクシーの間の乗り物。**いつでもどこへでも行けるしくみにしたらタクシーがつぶれてしまうので、市外は運行できない。**デマンド交通の委託をタクシー事業者に受けてもらうのも、最初は断られて大変だった。

こんなことも…

➡交通担当から、地域公共交通会議に、住民主体の移動支援が始まることを報告したが、デマンドタクシーを利用するべきだと強く批判されたため、立ち上げを見送った。

➡小地域のボランティアの取組。広報(新聞)に紹介されたら、運輸局に確認したかどうか、交通担当から連絡があった。タクシー協会から運輸局に連絡が入ったり、タクシー会社から社協に連絡がきて白タクになるのではないかと言われたりした。運輸局に連絡したら、事前に知っておきたかったと言われた。相談したら、登録不要で問題はなく、留意点をアドバイスされた。

・福祉担当と交通担当の日常のコミュニケーションを大切に。交通事業者に話すタイミングは、早すぎても遅すぎてもうまくいかない。

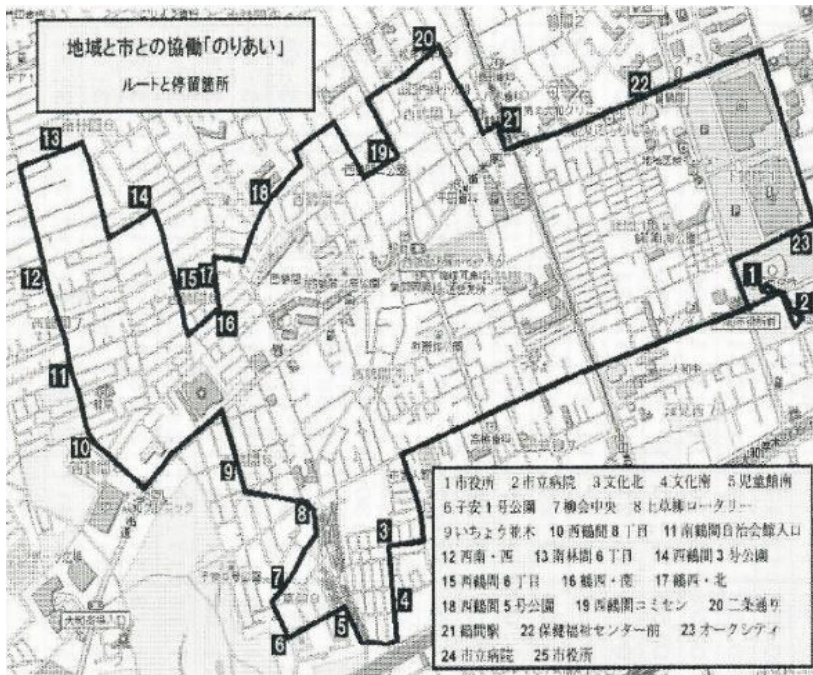
・交通施策も充実を図ること。「サロン居場所送迎」「地区内」「外出意欲の喚起」「棲み分けとのりしろ」はキーワード？

タクシーやバス等とも Win-Win に

●大和市の事例 西鶴間・上草柳地区「のりあい」

タクシーの利用も促進された結果に

・2009年から高齢者の外出の足を確保するため住民が発意してルート型で運行開始（許可・登録不要の形態）【2011年度の調査】行き:住宅地からの乗車 8,073人/年 ・帰り:駅やスーパー・病院・市役所等から住宅地での降車 7,484人/年 ★往復ともタクシーは厳しいが、片道でも互助型の移動支援があれば帰りはタクシーOKの人がいる



●滋賀県米原市の事例

デマンドタクシーの予約支援も「訪問型サービス活動・B」の補助対象

●愛知県日進市の事例

互助型活動の車内にタクシーの電話番号を掲示

●神奈川県秦野市の事例

「送迎ボランティアおたすけ隊」（ガソリン代実費のみで活動）。病院にはタクシーが常駐しているので、行きのみ



・利用者が多かったため、現在は市がコミュニティバスに（相鉄バスに委託）。現在も住民が添乗
・要するに住民参加がなければ、デマンドやコミュニティバスの継続は難しい

6. 介護予防・日常生活支援総合事業の活用

高齢者の選択肢の拡大に向けた総合事業の事業評価の推進（令和6年度要綱改正）

- 法第115条の45の2において、市町村は、定期的に総合事業の実施状況について、調査・分析・評価を行うとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、当該調査・分析・評価事務については、一般介護予防事業評価事業として実施することが可能。
- 具体的な評価のあり方については、今後、検討を深めることとしているが、国において実施要綱に示す評価の留意点について、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理で示された4つの視点を踏まえ、見直しを行う。

総合事業の評価指標の見直しに当たっては、・高齢者一人一人の介護予防・社会参加・自立した日常生活の継続の推進の状況 ・高齢者の地域生活の選択肢の拡大 ・地域の産業の活性化（地域づくり） ・総合事業と介護サービスを一連のものとして地域の介護サービスを含む必要な支援を継続的かつ計画的に提供するための体制づくりの4つの観点を盛り込むことが必要であると考えられる。

評価のための前提となる考え方

高齢者の視点

- 高齢者の地域での生活や選択（活動）がどのように変化したか
- 高齢者にかかわる活動に地域の多様な主体がどのように関与しているか

保険者の視点

人材の視点

- 地域住民などの多様な主体による参画が進み、そこに医療・介護の専門職がゆるやかに関わっているか。

財政の視点

- あらかじめ決められた予算（上限額や介護保険事業計画等）の範囲内で実現できているか

総合事業の充実に向けた評価指標の例

3つのアプローチ

プロセス

アウトプット

アウトカム

1 高齢者の選択肢の拡大

- ▶ 生活支援コーディネーターや協議体等による取組実績

- 多様なサービス・活動の種類・数

- 従前相当サービスが位置づけられたプランの割合

2 ポピュレーション・アプローチ

- ▶ 出前講座・説明会等の開催数
- ▶ 通いの場の箇所数
- ▶ 体力測定会の開催数
- ▶ 広報活動の回数

- 多様なサービス・活動の参加者数等
- 出前講座・説明会等に出席した住民の数
- 通いの場の参加者数

- 多様なサービス・活動に対する継続参加率
- 社会参加率
- 通いの場の75歳以上高齢者の年代別参加率・継続参加率

3 ハイリスク・アプローチ

- ▶ 孤独・孤立等の状態にある高齢者へのアウトリーチ支援の実績等
- ▶ サービス・活動Cなど専門職による支援を想定するサービス・活動の開催回数・参加者数等

- 孤独・孤立等の状態にあった高齢者の地域の活動の参加者数
- 想定対象者に占める実際の参加者数
- 参加者の参加前後の生活状況等の変化

- 孤独・孤立等の状態にあった高齢者の地域の活動の継続参加率
- 社会参加率
- 参加者の一定期間後の生活状況等

最終アウトカム

- 調整済み軽度認定率
- 初回認定者の平均年齢
- 在宅継続数・率

多様なサービス・活動の例 (令和6年度ガイドライン改正)

○実施要綱の改正内容について具体的なイメージができるよう、事業例について、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）の一部を改正。

従前相当サービス

- 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス
- 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など
- サービスの内容は総合的なものであるほか一定の制約あり

選択



支援

多様なサービス・活動

- 地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動
- 想定される対象者は、地域とのつながりの中で生活する要支援者等
- サービスの内容は高齢者の視点に立って検討される

【高齢者の選択肢の拡大の視点にたった多様なサービス・活動A・B(D)のイメージ】

訪問型の多様なサービス・活動のイメージ

- **地域住民が担い手となって活動することができる活動**
- **介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施**
 - ➔ 多世代の地域住民が高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守りの援助等を実施する（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）
 - ➔ （有償・無償）ボランティア活動による場合は、サービス・活動B、雇用（ボランティアとの選択も可）による場合など、地域の多様な主体への委託による活動として実施する場合は、訪問型サービス・活動Aとなる
- **高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動 など**
 - ➔ 地域の訪問型サービスの利用者の支援ニーズを把握した結果、例えば、掃除がその大宗を占める場合、掃除に特化したサービス・活動を提供
 - ➔ 地域の清掃業者に委託等を行う場合、サービス・活動Aとなる

- **通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援**
 - ➔ 地域住民の互助活動としての移動支援と付き添いであり、行き先は、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民とが協議のもと定める
 - ➔ 原則としてサービス・活動B・Dでの実施を想定しているが、中間支援組織等への委託を行う場合はサービス・活動Aの一部として実施することも可能

※ 買い物支援については、通所型サービスを実施する場所あてに共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Aとして実施することなども想定される

通所型の多様なサービス・活動のイメージ

- **地域住民が担い手となって活動することができる活動**
 - ➔ 多世代の地域住民が高齢者や例えば子どもなどの見守りを行う場、高齢者が自身のスキルを活かし、他の高齢者の支援を行う場、例えば農業などの地域産業と連動し、食品の加工や農作業などを行う場（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）
 - ➔ 訪問型サービスと同様
- **セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動**
 - ➔ 外出機会の低下等がみられる者、サービス・活動Cの利用終了直後の者などに対する運動習慣づけのための活動
 - ➔ 民間の運動・健康づくり施設への委託等（期間を定めて支援し、終了後は自主的な活動（セルフケア）に移行すること）を想定
- **高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動**
 - ➔ 高齢者が興味・関心があり、今後の外出機会の向上や社会参加に資する活動と連動するような、ITリテラシーの向上やスキルアップのための学習活動やサークル活動等への参加を支援
 - ➔ 当該活動を実施する多様な主体への委託等が想定（利用者の自己負担等に関わりのない活動経費の一部を定額で支援する手法が適切）
- **住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴・食事等の支援**
 - ➔ 多世代の地域住民が集まる場で、高齢者同士が入浴時の見守りや食事等の支援（配膳等）を行う活動
 - ➔ 入浴施設、公民館、図書館など地域の多様な空間を活用することを想定

多様なサービス・活動の分類(交付金の取扱いによるもの)

○国が示す総合事業の類型について、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であること、多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものであることを明確化。

- ・高齢者が担い手となって活動(就労的活動を含む。)できるサービス、高齢者の日常生活支援を行うサービスなど、高齢者の目線に立ったサービスのコンセプトを軸とする多様な事業のあり方の例示
- ・予防給付時代の制度的分類にとられない、訪問と通所、一般介護予防事業、高齢者の保健事業や保険外サービスなどを柔軟に組み合わせた新たなサービス・活動モデルの例示
- など、高齢者がその選択と参加の際にわかりやすく、また、市町村がこれまで国が示してきたサービス類型に縛られず総合事業を弾力的に展開できるような事業のあり方を検討することが必要である。

	従前相当サービス		多様なサービス・活動		その他	
	サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D (訪問型のみ) (住民主体によるサービス・活動)			サービス・活動C (短期集中予防サービス)
	指定	委託				
実施手法	指定事業者が行うもの(第1号事業支給費の支給)		委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い
想定される実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者等(訪問介護・通所介護等事業者) 		<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者等以外の多様な主体(介護サービス事業者等) 		<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 当該活動を支援する団体 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等
基準	国が定める基準※1を例にしたもの		サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの			
費用	国が定める額※2(単位数)		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額			
	額の変更のみ可		加算設定も可			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 		<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 継続利用要介護者 		<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 継続利用要介護者 ※対象者以外の地域住民が参加することも想定 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が增大すると認められる者
サービス内容(訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が担い手となって活動(就労的活動を含む。)することができる活動 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など *市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援(原則としてB・Dの実施を想定) 		ガイドライン改正	<ul style="list-style-type: none"> 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス
サービス内容(通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が担い手となって活動(就労的活動を含む。)することができる活動 セル フケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの 住民や地域の多様な主体相互の協力で入浴、食事等を支援する活動 など 送迎の実施 			
支援の提供者	国が定める基準による		市町村が定める基準による			
	訪問型: 訪問介護員等サービス提供責任者 通所型: 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> 地域の多様な主体の従事者 高齢者を含む多世代の地域住民 (有償・無償のボランティア) 	<ul style="list-style-type: none"> 有償・無償のボランティア マッチングなどの利用調整を行う者 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療専門職 		

実施要綱改正後

これらによらないもの

(委託と補助の組み合わせなど)

B = 主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援。
例えば買い物代行、調理、ゴミ出し、電球の交換、布団干し、階段の掃除といった支援等
D = 移動支援や移送前後の生活支援のみを行うもの

サービス・活動A
(多様な主体によるサービス・活動)
指定 委託

サービス・活動B、
サービス・活動D (訪問型のみ)
(住民主体によるサービス・活動)

<サービス内容 (訪問型) >

- 高齢者が担い手となって活動 (就労的活動を含む。) することができる活動
- 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施
- 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など
- *市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能
- 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援 (原則としてB・Dの実施を想定)

<サービス内容 (通所) >

- 高齢者が担い手となって活動 (就労的活動を含む。) することができる活動
- セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動
- 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの
- 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など
・送迎のみの実施

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメト	4 包括 センター
○	○		

住民主体のサービス・活動の推進

(サービス・活動A・B(D)における総合事業対象者以外の参加者に係る委託費・補助等の取扱い)

○サービス・活動Aを委託により実施する場合の委託費や、サービス・活動B(D)の補助等の対象経費について、総合事業の対象者以外の地域住民が参加する場合のルールについて、地域の多様な主体の参画を推進する観点から見直し。

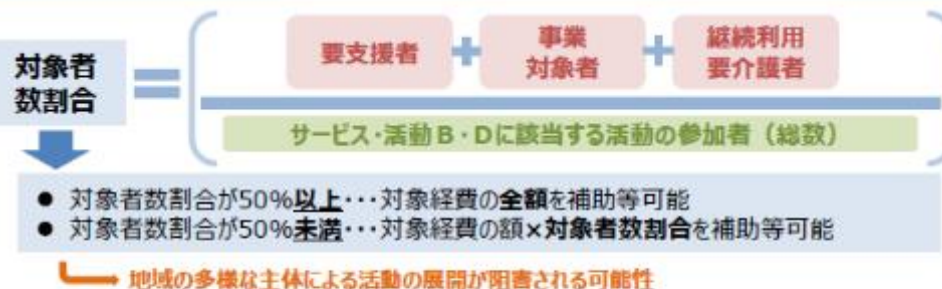
住民主体サービスについて、全利用者の半数以上が要支援者・事業対象者・継続利用要介護者である場合、地域共生社会の推進の観点から事業費を按分せず全額を地域支援事業交付金の交付対象とする取扱いとしている。他方、利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、更なる方策を検討することが必要である

補助対象経費

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
 - 活動場所の借上げに要する費用
 - 光熱水費
 - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
 - 支援者のボランティア活動に対する奨励金 (謝礼金)
- * 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール



令和6年度以降、地域住民を含む多様な主体による活動の促進を図る観点から、以下の取扱いによる。*

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
 - 活動場所の借上げに要する費用
 - 光熱水費
 - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
 - 支援者のボランティア活動に対する奨励金 (謝礼金)
- * 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。
- ※ 市町村の判断により、改正前の方法により補助を行うことも可能

市町村が、総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を**事業の目的を達成するための附随的な活動**と判断する場合は、以下の取扱いによることとする。

- 対象者数割合によらず、**対象経費の一部を(定額)補助等**すること
- 対象者に対する活動に支障がないと市町村が認める場合、(給付の場合の兼務と同様) **対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等**すること



⇒対象者の数によらずボランティア活動全体に対する奨励金を補助することが可能

サービス・活動Aの委託費についても、同様の考え方によることができる。
※この場合、「ボランティア活動に対する奨励金」については、委託業務に従事する職員の人件費等を含めることとし、対象経費については、その他の直接経費を含むことができる。

*この取扱いによる場合も、対象者のみの事業を実施する場合と同様に、市町村は、総合事業の対象者の数について、適宜適切に把握(団体等の負担に配慮し、把握時期を年度内の適切な時期とすることや、利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能)すること

改正前

実施要綱改正後

総合事業の補助金による住民主体のサービスへの支援の分類表

～一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）や通所型サービス・活動Bを含む

	訪問型サービス・活動D	訪問型サービス・活動B	通所型サービス・活動B	一般介護予防事業(補助の場合)
	通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援、通所型サービス等における送迎	生活援助等と一体的に提供される送迎	通所型サービスの運営主体と同一の主体による送迎	通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎
利用者に対して支援を行う者の人件費①	×	×	×	×
ボランティア活動に対する奨励金②	○	○	○	×
ガソリン代・道路通行料・駐車場料金等	○	○	○	○
自動車保険の保険料③	○	○	○	○
活動用の保険の保険料④	○	○	○	○
車両維持・購入費	○	○	○	○
コーディネーターの人件費	○	○	○	○
家賃・通信費等	○	○	○	○

R8年7月17日付のガイドライン改正で修正が完了！

- 【表の①～④について】
- ①直接送迎を行う職員の賃金等を想定。
 - ②利用者に対して支援を行う者が行うボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)を想定。
 - ③「団体が所有する車両の自動車保険」、及び「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」を想定。
 - ④自動車に乗車していない乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険を想定。

【参考】地域支援事業実施要綱におけるサービス・活動事業に関する記載(抜粋)

補助・助成の対象経費については、省令に掲げる制度の趣旨・目的を踏まえ、活動の立上げ支援、活動場所の借上げに要する費用、光熱水費、利用者の利用調整等を行う者に対する人件費(賃金等)、利用者に対し支援を行う者が行うボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)等の活動に係る間接経費の範囲内で市町村の裁量により定めるものとし、直接経費を対象とすることはできない。

参考) 一般介護予防事業（通いの場）と連動した移動支援の方法（例）

注：通いの場へ別主体が送迎する場合を想定（通いの場の実施主体が自ら送迎する場合を除く）

目的地	想定される送迎の実施者	実施方法	利用対象者	サービス類型	備考（金額等）	近い事例
通いの場	①社会福祉法人 ②タクシー事業者	委託	高齢者全般	一般介護予防事業	通いの場の予算で実施。 ②は運賃相当の委託額を想定。	①多数 ②大分県竹田市、 北海道剣淵町、 神石高原町
	通いの場の世話人	直接実施	高齢者全般	一般介護予防事業	マイカーボランティア等に謝金や燃料費を払う	神石高原町
	社会福祉法人	委託	要支援者等が1人以上	サービス・活動A	（従来の）基準緩和の考え方不要	D類型で委託実施のケースあり
色々	地域コミュニティ	委託	高齢者全般	一般介護予防事業	行先は仕様書に沿って受託者が決める	広島県福山市
色々（移動支援の実施団体）	色々な団体が申請	補助	参加者は誰でも	一般介護予防事業	行先等は要綱に沿って団体が決める	神奈川県秦野市、 町田市 多数
			要支援者等が1人以上	サービス・活動B/D		
通いの場	色々な団体が申請	補助	要支援者等が1人以上	サービス・活動D	行先等は要綱に沿って団体が決める	多数

ショッピングリハビリカンパニー株式会社(ひかりサロン事業)

事業概要

地域の高齢者の健康づくりと買い物ができる拠点をつくることを目的として、総合事業を活用。事業対象者や要支援1～2の方を支援。

【サービス例】買い物をしながら健康づくりをするショッピングリハビリやオリジナル体操で筋トレやストレッチを行い、要介護状態にしない取り組みを実施。

【詳細】空き時間には、フィットネスや英会話などの介護保険外事業や様々な地域の方々とのイベントを企画し、子育て世代や若者層が集まる多世代交流スペースとしても拠点が機能するように工夫。

運営のポイント

- 商業施設内で健康体操や買い物リハビリを総合事業の通所型サービスAとして提供している。
- 平日の午前・午後で計10回程度実施。
- 平均的な運営形態は、スタッフはパート4名、利用者は各回5～6名で最大15名程度。



(出所)ショッピングリハビリカンパニー株式会社およびヒアリング結果を基に日本総研作成

総合事業以外に活用できる事業（財源）

	生活支援体制整備事業	保健福祉事業
制度概要	市町村が中心となって、多様な地域の関係者と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの。
財源	都道府県19.25%、国38.5%、市町村19.25%、第1号被保険者の保険料23%	第1号被保険者の保険料
対象者	高齢者	被保険者、家族等の介護者
実施例	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ ③ 関係者のネットワーク化 ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能） ⑥ ニーズとサービスのマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業以外の介護予防事業（移動支援等） ・介護者支援事業 ・直営介護事業 ・高額介護サービス費の貸付事業 / 等

財源は、特別給付と同じだが、**特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」である。対象者が被保険者・介護者と、特別給付と比べて幅広い。**

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(インセンティブ交付金)をこれらに充当する例も！ = **保健福祉事業**は第1号被保険者の保険料によって賄われるが、インセンティブ交付金を充当すれば、**保険料を値上げせずに実施することも可能**

7. 生活支援体制整備事業の活用

生活支援体制整備事業

厚生労働省

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「市町村が中心となって、「多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく」もの（地域支援事業実施要綱より）」

○ 介護保険法（平成9年法律第123号）
（地域支援事業）

第百十五条の四十五（略）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進

資源開発

- 地域に不足するサービスの創出（既存の活動と地域をつなげることを含む）
- サービスの担い手（ボランティアを含む）の養成
- 元気な高齢者をはじめとする多世代の住民が担い手として活動する場の確保など

ネットワーク構築

- 多様な主体を含む関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくりなど

ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングなど

(2) 協議体の設置

地域の多様な主体間の連携・協働を推進し生活支援コーディネーターの活動を支援・補完。

住民主体の活動団体

地域運営組織

NPO法人

社協・社会福祉法人

協同組合

民間企業

保険外サービス等の実施者

等

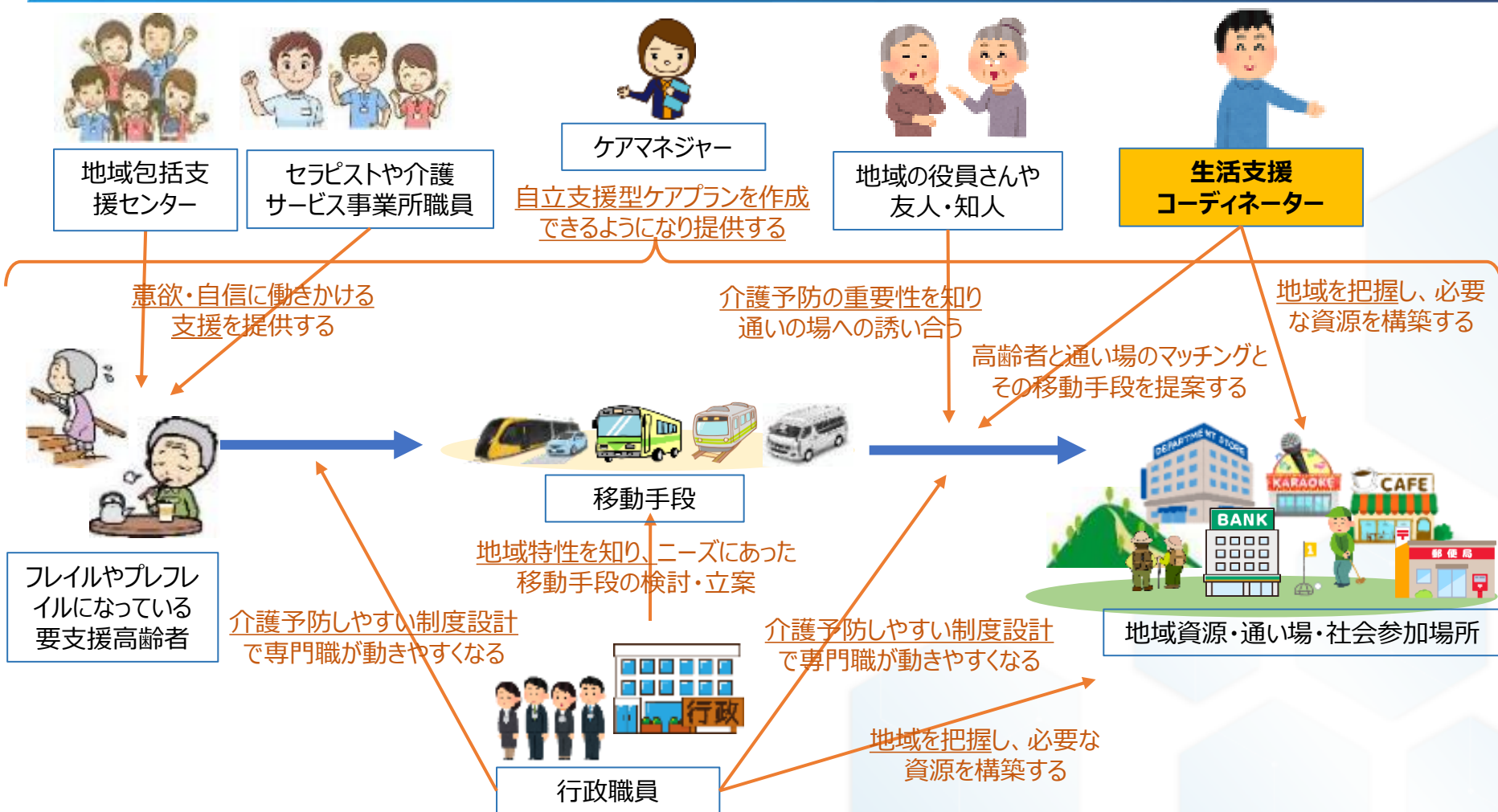
生活支援体制整備事業費（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）
- 第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数
- 住民参画・官民連携推進事業 4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

★このほか、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置も生活支援体制整備事業として実施可能。

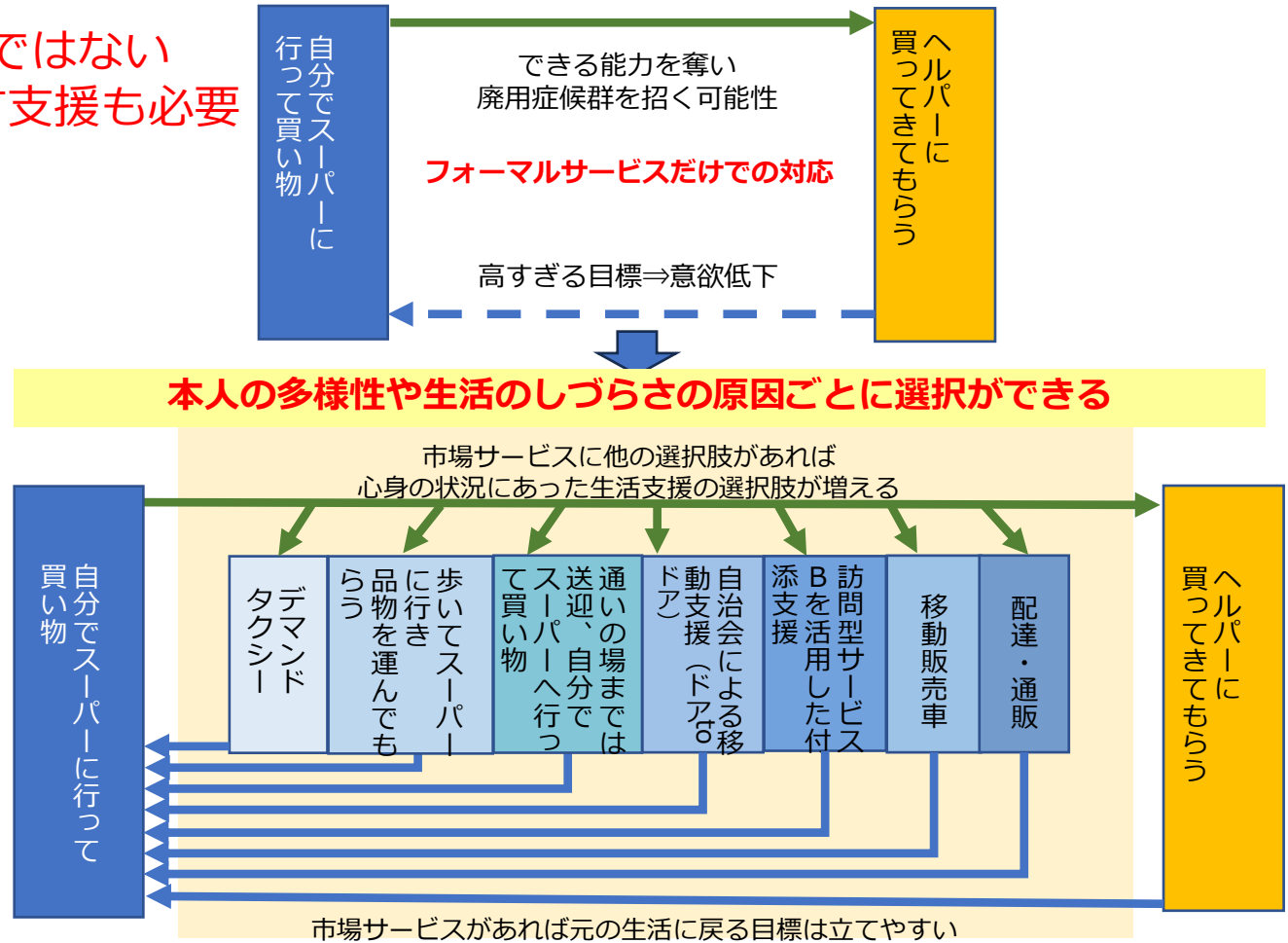
フレイルの高齢者に関わる人々と役割（移動手段を例に）



フレイルやプレフレイルになっている高齢者（介護保険上では事業対象者や要支援者）の方々を以前のような元の生活に戻ってもらうには、多数の専門職や地域の方、多種多様な支援策が必要です。市町村はそれらを包括的に支援できる体制を構築する必要があります。（＝地域包括ケアシステム）

たとえば、買い物の場合・・・

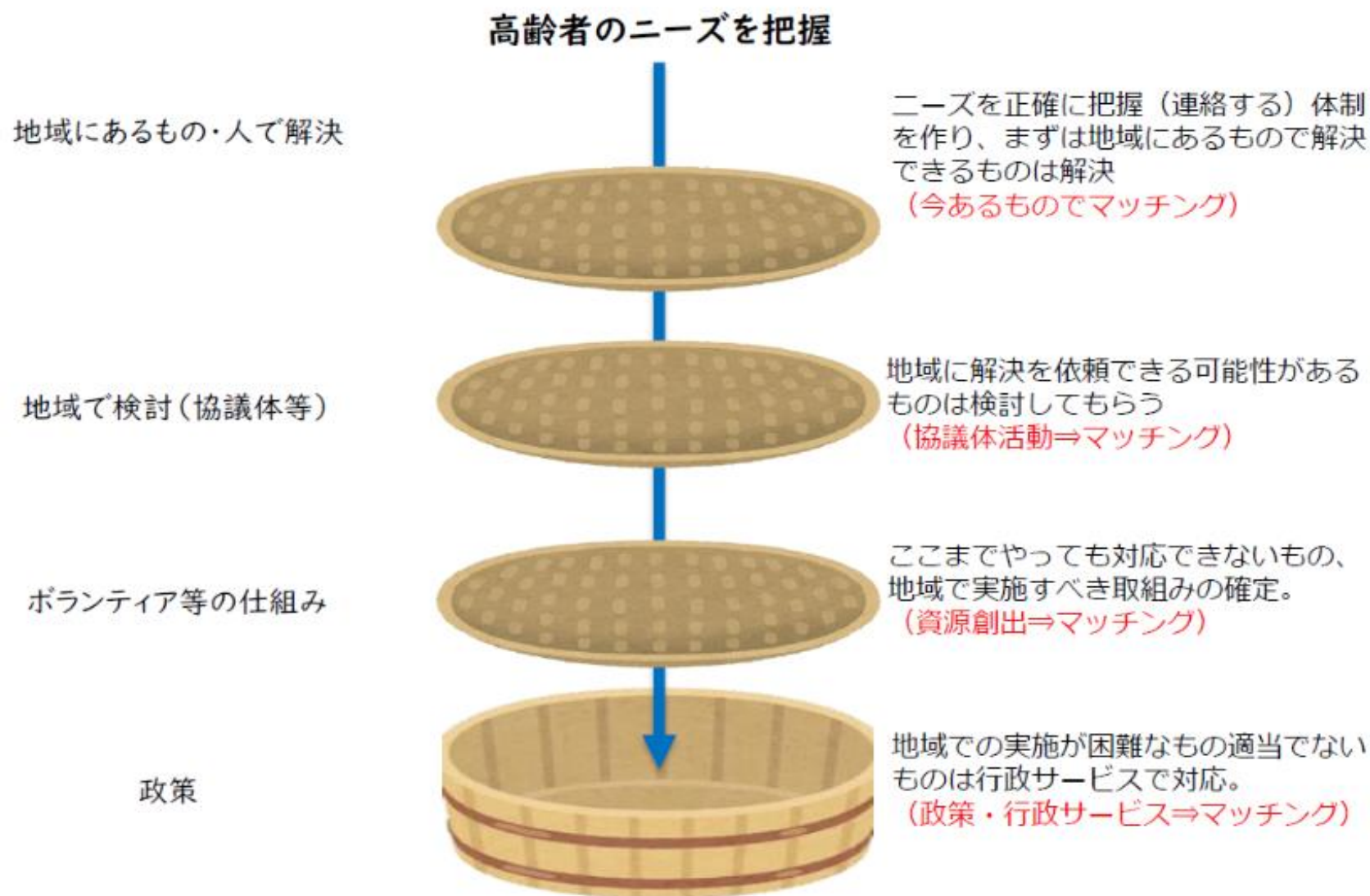
必ずしも移動支援ではない
あるものを使いこなす支援も必要



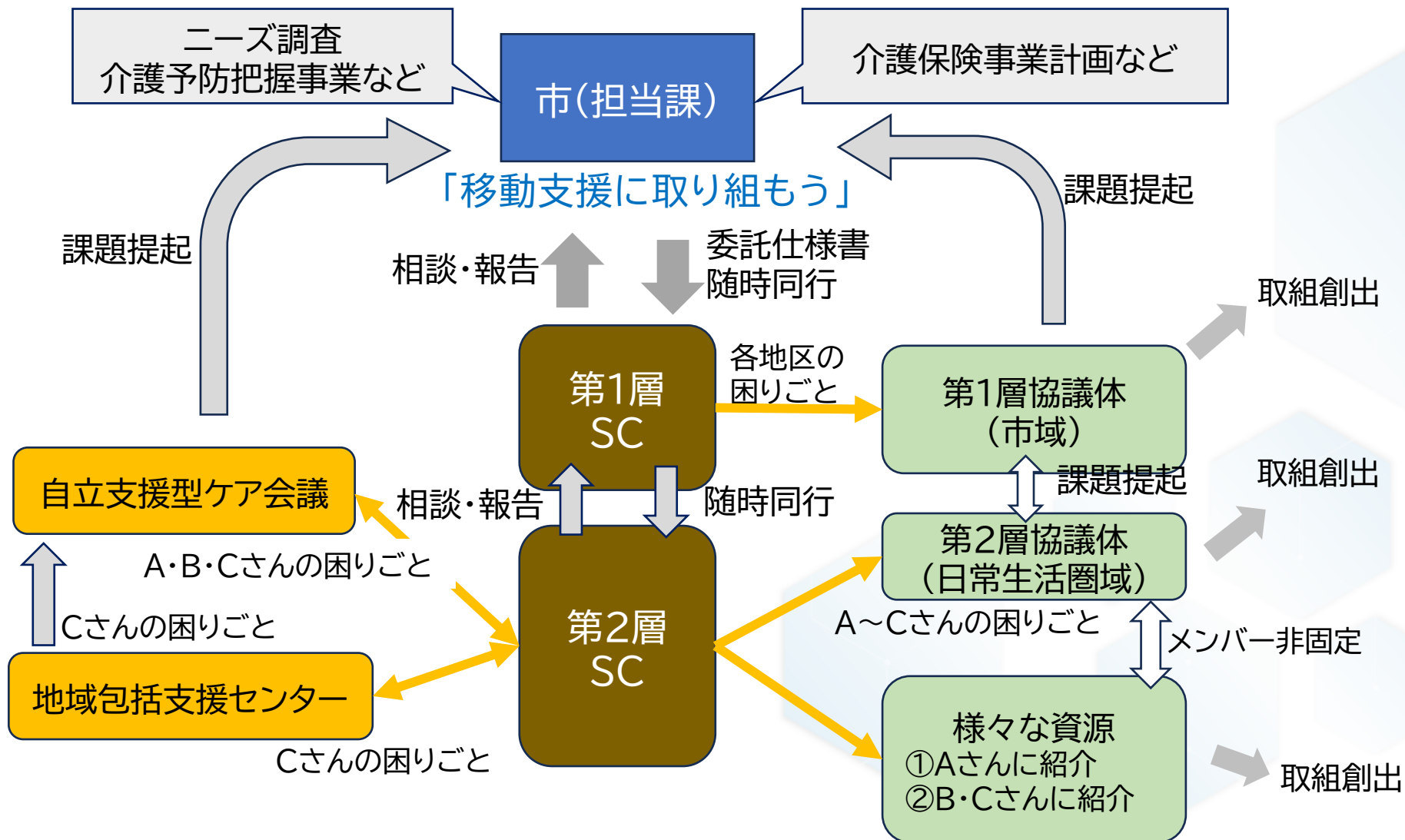
生活支援によって活動量の低下を防ぎ、
社会参加を促すことで元の生活に戻りやすくなる

出典：令和2年度老人保健健康増進等事業「自治体と民間企業の協働による都市部における地域づくりの展開に向けた調査研究事業」国際長寿センター（一部改変）

マッチング（目的）に対する手段の実施手順



生活支援コーディネーターを取り巻く関係者と課題把握&整理 (イメージ)



移動支援はつながりづくり

- **個別課題を解決することを基本に！** 気軽に出かけられる環境づくりを
- 活動は小さく生んでも大きく育つ **体制づくりをしっかりと**すること
- **担い手が楽しく**続けられるように、常に**育て続ける**ことも大事
- **制度緩和**を上手に活用しよう
- **すでにある取組を見直すところから！**



継続性ってなん
だろう？

**地域は刻々と変化します。
随時見直すこと、そのための情報源を持つことが大切です。
関係機関と定期的に会議を行うなど、風通しの良い関係づくりを。**

ご清聴ありがとうございました